第2期　長沼町
子ども・子育て支援事業計画

計画期間　令和２年度～令和６年度

長沼町

目　次

第1部　総論

第１章　計画の策定に当たって 3
１　計画策定の趣旨 3
２　計画の位置づけ 4
３　計画の期間 4
４　計画の対象 4
第２章　子どもと家庭を取り巻く状況 5
１　人口と世帯の状況 5
（１）総人口及び年齢３区分人口の推移 5
（２）子ども人口の状況 6
（３）出生の状況 7
（４）世帯の状況 8
（５）世帯構成比の状況 9
（６）子どものいる世帯の状況 10
２　子どもを取り巻く家庭の状況 11
（１）女性の就業状況 11
（２）共働き世帯の状況 12
３　町の子育て支援の状況 13
（１）就学前の幼児教育・保育施設（保育園・幼稚園）の状況 13
（２）地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）の状況 15
（３）妊婦健康診査 16
（４）乳児家庭全戸訪問事業 16
（５）養育支援訪問事業 16
（６）ファミリー・サポート・センター事業の状況 17
（７）一時預かり事業（幼稚園型以外）の状況 17
（８）病児保育事業 17
（９）放課後児童クラブの状況 18
（10）放課後子ども教室事業の状況 19
（11）子ども発達支援センターの状況 19
４　ニーズ調査結果の概要 20
（１）調査の概要 20
（２）子どもと家族、子どもの育ちをめぐる状況について 20
（３）保護者の就労状況について 22
（４）長沼町の子育て・教育の満足度 23
（５）長沼町の子育て支援施策や環境について 24
第３章　計画の基本的な考え方 26
１　基本理念 26
２　子ども・子育て支援の視点及び基本目標 27
３　計画の体系 28

第2部　量の見込みと確保の内容（子ども・子育て支援事業計画）

第１章　子ども・子育て支援制度の概要 31
１　制度の概要 31
２　教育・保育提供区域の設定 32
第２章　量の見込み 33
１　量の見込みの算出方法と考え方 33

（１）量の見込みの算出について……33
（２）本町における量の見込みの考え方……35
２　推計児童人口……36
第３章　法定事業の量の見込みと確保方策……37
１　幼児期の学校教育・保育の提供体制……37
（１）量の見込みと確保方策……37
（２）幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保……38
２　地域子ども・子育て支援事業の提供体制……39
（１）利用者支援事業……39
（２）地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）……39
（３）妊婦健康診査……40
（４）乳児家庭全戸訪問事業……40
（５）養育支援訪問事業……41
（６）子育て短期支援事業（ショートステイ）……41
（７）一時預かり事業……42
（８）延長保育事業……44
（９）病児・病後児保育事業……44
（10）放課後児童健全育成事業……45
（11）実費徴収に係る補足給付を行う事業……46
（12）多様な主体が参入することを促進するための事業……46
第3部　次世代育成支援行動計画
第１章　主な施策の推進……49
基本目標１　子どもの健やかな育ちを応援するまち……49
（１）「子ども目線」のまちづくり……49
（２）遊びや生活体験への支援……50
（３）豊かな「学び」への支援……52
（４）発達・療育への支援……53
（５）次代の親への支援……55
基本目標２　安心して産み健やかに育てられるまち……56
（１）母子保健の充実と切れ目のない支援……56
（２）地域の子育て支援の充実……58
（３）放課後児童への支援……59
（４）子育て家庭の経済的負担軽減……60
基本目標３　子どもと子育てを地域が応援するまち……61
（１）家族と地域の教育力アップ……61
（２）子どもへの虐待の防止……62
（３）安全で安心な子育て環境……63
基本目標４　子育てと仕事の両立支援と男女共同参画……65
（１）仕事と生活の両立支援……65
（２）男女共同参画の推進……67
第２章　計画の推進に向けて……68
１　推進体制……68
２　多様な主体の参画促進……68
３　情報提供・相談対応体制の充実……68
４　子ども・子育て会議……69
５　計画の進行管理……69
資料編
１　長沼町子ども・子育て会議設置要綱……73
２　長沼町子ども・子育て会議委員名簿……74

第１部　総論

第１章　計画の策定に当たって

１　計画策定の趣旨

急速な少子高齢化の進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、価値観の多様化、女性の社会進出、地域の連帯感の希薄化などにより、子どもと家庭を取り巻く社会環境も大きく変化しています。このような社会背景から、全国的な少子化が進行する一方で、親の孤立感や負担感の増加などから、子どもを生み・育てることに不安や困難を抱える保護者が増加しています。これらの問題に対応するため、子どもを生みたい人が安心して子どもを生み、希望をもって子育てをすることのできる社会、そして子育てをする人が子育てを通して人生の充実感を感じることのできる社会をめざし、行政や民間事業者も含めた社会全体が子どもを生み育てる人々を支援できる体制を整備していくことが必要であるといえます。

このような中、平成 27 年度から始まった子ども・子育て支援新制度は、平成 24 年 8 月に制定された「子ども・子育て関連３法」（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざす制度です。新制度では、基礎的自治体としての市町村の権限と責任が大幅に強化され、全国の市町村に、幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策を明記する、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。

その後、「子ども・子育て支援法」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、「子育て安心プラン」（平成 29 年６月）が発表され、待機児童の解消、女性の就業率の向上（M 字カーブの解消）、保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保、保護者への「寄り添う支援」の普及促進といった方向性が打ち出されています。また、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年６月）の閣議決定を踏まえ、令和元年 10 月から、３～５歳までのすべての子ども及び０～２歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の利用料が無償化されることとなりました。

本町においては、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画（前期計画）」（平成 17 年３月）、「次世代育成支援行動計画（後期計画）」（平成 22 年 3 月）を策定し、次代を担う子どもと子育て家庭への支援に取り組んできましたが、これら計画を引き継ぐ内容と、市町村子ども・子育て支援事業計画を一体的なものとする「長沼町子ども・子育て支援計画」（以下「第１期計画」とします）を平成 27 年３月に策定しました。本計画は、この「第１期計画」の終了に伴い、令和２年度からの本町の子育て支援の方向性を定めるために策定します。

2　計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、次世代育成支援対策推進法第８条の「市町村行動計画」として、子どもに関わる各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけます。

また、「長沼町総合振興計画」をはじめとする関連計画と整合性を図り策定します。特に、障がい児支援の体制整備に当たっては、障がい福祉計画との整合性を図るとともに、子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

3　計画の期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度の５年間とします。

また、令和４年度に中間見直しをし、最終年度の令和６年度に次期計画を策定します。

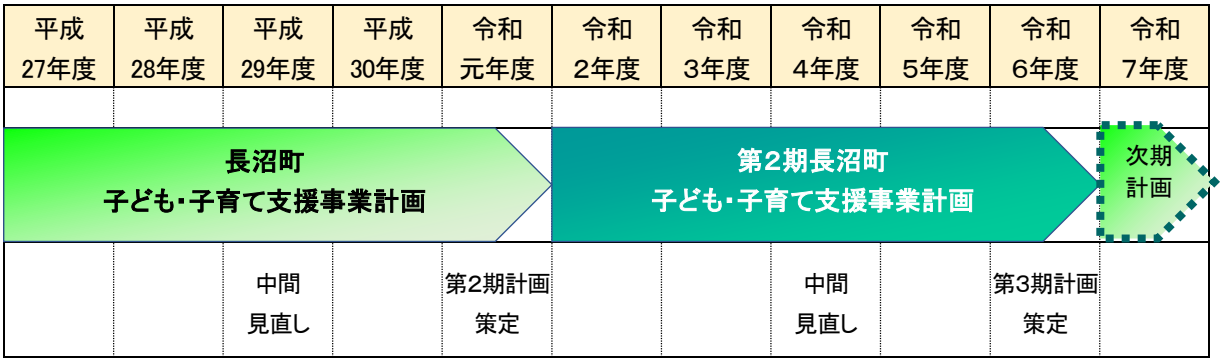

4　計画の対象

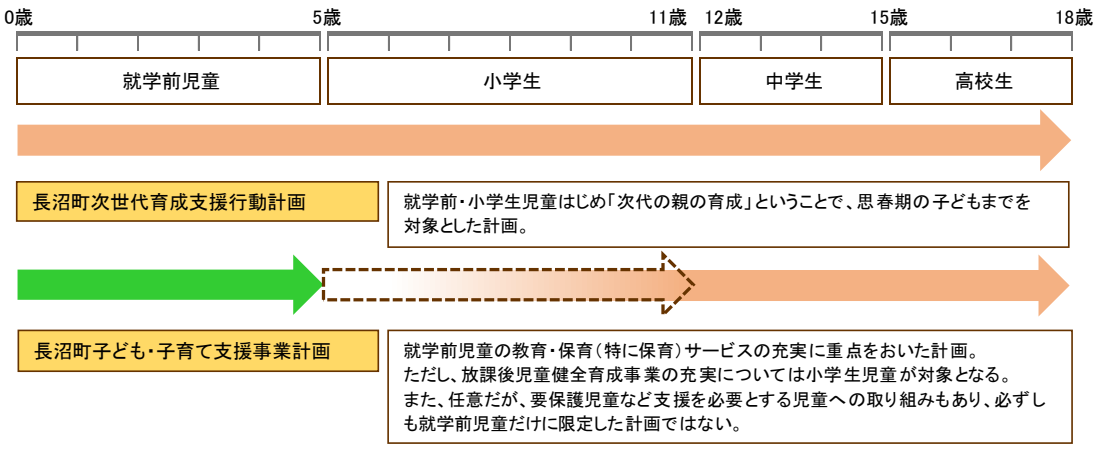

第2章　子どもと家庭を取り巻く状況

1　人口と世帯の状況

（1）総人口及び年齢３区分人口の推移

平成 31 年４月１日現在、本町の人口は 10,795 人で、年齢３区分別の人口は、15 歳未満の年少人口が 1,070 人で、年少人口比率は 9.9%である一方、65 歳以上の老年人口が 3,953 人で、老年人口比率は 36.6%となっています。

年齢３区分の人口の推移をみると、年少人口比率は低下が続く一方で、老年人口比率は平成 27 年以降 30%を超えており、少子・高齢化が進んでいます。

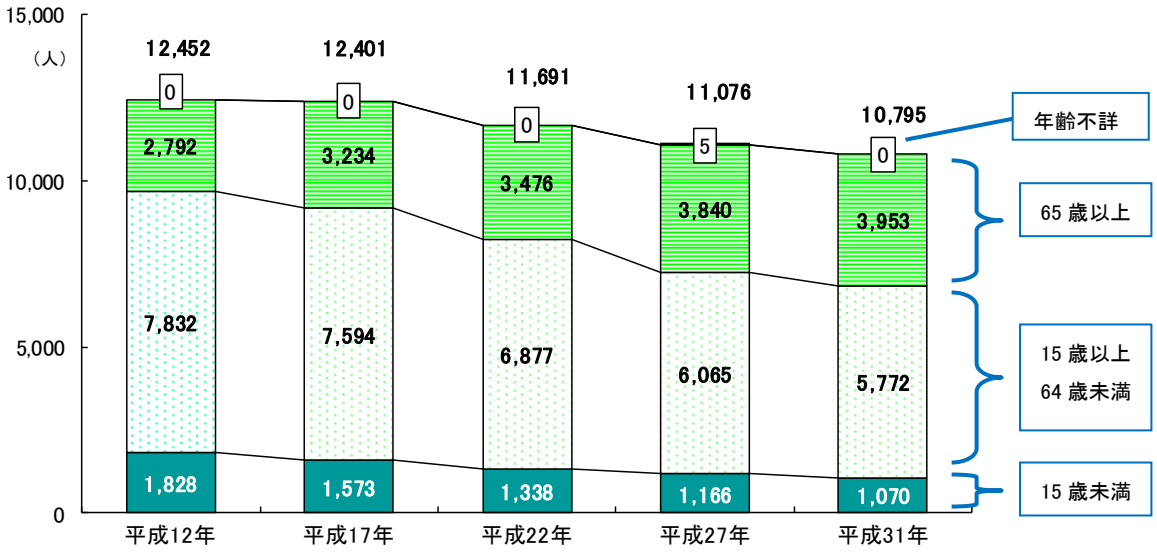

区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 31 年
総人口	12,452	12,401	11,691	11,076	10,795
15 歳未満	1,828	1,573	1,338	1,166	1,070
割合	14.7%	12.7%	11.4%	10.5%	9.9%
15～64 歳	7,832	7,594	6,877	6,065	5,772
割合	62.9%	61.2%	58.8%	54.8%	53.5%
65 歳以上	2,792	3,234	3,476	3,840	3,953
割合	22.4%	26.1%	29.7%	34.7%	36.6%
年齢不詳	0	0	0	5	0
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

資料：平成 12 年～27 年は国勢調査（各年 10 月 1 日）、平成 31 年は住民基本台帳人口（4 月 1 日）

（2）子ども人口の状況

本町の小学生以下の子どもの人口は年々減少しており、平成 27 年には 954 人だったものが、平成 31 年には 833 人となっています。年齢別にみると、就学前児童は、平成 27 年の 456 人から平成 31 年には 353 人に減少し、小学生は、平成 27 年の 498 人から平成 31 年には 480 人に減少しています。

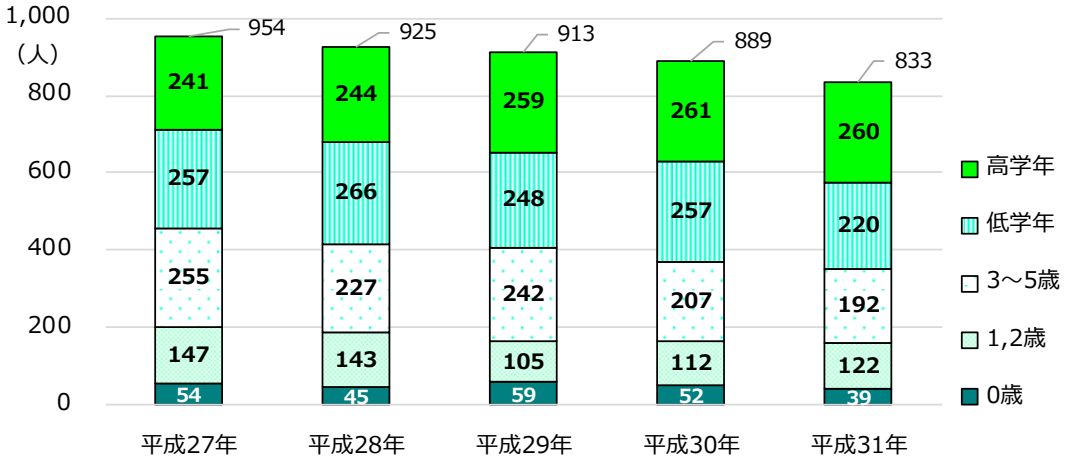

年齢(各年4月1日)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳	54	45	59	52	39
1,2 歳	147	143	105	112	122
3～5 歳	255	227	242	207	192
就学前　計	456	415	406	371	353
低学年	257	266	248	257	220
高学年	241	244	259	261	260
小学生　計	498	510	507	518	480
合計	954	925	913	889	833

資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

（３）出生の状況

本町の出生数は、年度によって差があるものの 40～60 人の間で推移しています。また、人口 1,000 人当たりの出生率は、平成 30 年に 4.0 を切る結果となっています。

※出生率：人口 1,000 人当たりの出生数の割合

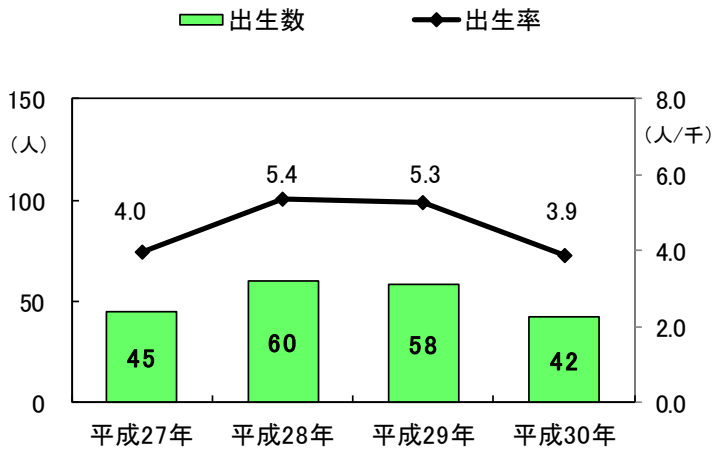

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
出生数	45	60	58	42
出生率	4.0	5.4	5.3	3.9

資料：住民基本台帳人口　人口動態（各年 12 月末）

（４）世帯の状況

平成 31 年４月 1 日現在、本町の一般世帯数は 4,957 世帯で、一世帯当たりの世帯人員数は 2.18 人となっています。人口の推移をみると減少を続けていますが、一般世帯数の推移をみると、平成 17 年～平成 27 年にかけてやや減少傾向だったものの、平成 27 年～平成 31 年にかけて増加しています。これに伴い、一世帯当たりの世帯人員数は、平成 17 年以降 3.0 人を割り、さらに減少が続いています。

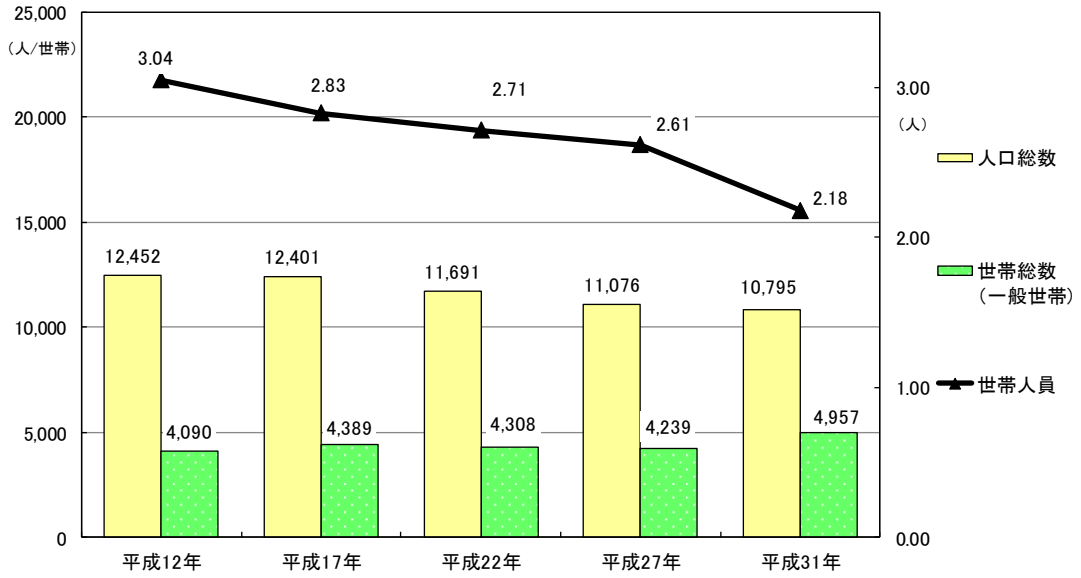

区分		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 31 年
人口総数		12,452	12,401	11,691	11,076	10,795
	男性	5,981	5,934	5,584	5,293	5,226
	女性	6,471	6,467	6,107	5,783	5,569
一般世帯数		4,090	4,389	4,308	4,239	4,957
一世帯当たりの世帯人員数		3.04	2.83	2.71	2.61	2.18

資料：平成 12 年～27 年は国勢調査（各年 10 月 1 日）、平成 31 年は住民基本台帳人口（4 月 1 日）

（５）世帯構成比の状況

国勢調査によると、平成 27 年の本町の一般世帯数の合計は、4,239 世帯で、核家族世帯が 2,613 世帯、三世代世帯が 354 世帯、単独世帯が 1,070 世帯となっています。平成 12 年からの構成割合の推移をみると、単独世帯が増加し、三世代世帯が減少しています。

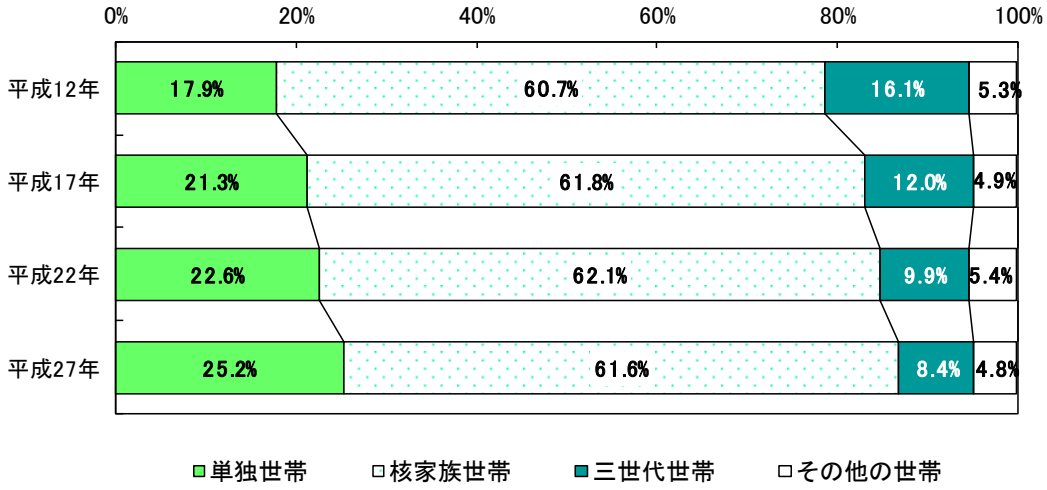

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合
単独世帯	731	17.9%	933	21.3%	972	22.6%	1,070	25.2%
核家族世帯	2,483	60.7%	2,712	61.8%	2,677	62.1%	2,613	61.6%
三世代世帯	658	16.1%	528	12.0%	427	9.9%	354	8.4%
その他の世帯	218	5.3%	216	4.9%	232	5.4%	202	4.8%
一般世帯 計	4,090	100.0%	4,389	100.0%	4,308	100.0%	4,239	100.0%

資料：平成 12 年～27 年は国勢調査（各年 10 月 1 日）、平成 31 年は住民基本台帳人口（4 月 1 日）

（６）子どものいる世帯の状況

国勢調査によると、平成 27 年における本町の子どものいる世帯数、またその世帯数が一般世帯に占める割合は、６歳未満の児童のいる世帯については、317 世帯で 7.5%、18 歳未満の児童のいる世帯については、838 世帯で 19.8%となっています。子どものいる世帯数、一般世帯に占める割合は、いずれも減少が続いており、６歳未満・18 歳未満の児童のいる世帯はともに平成 12 年の７割程度までに減少しています。

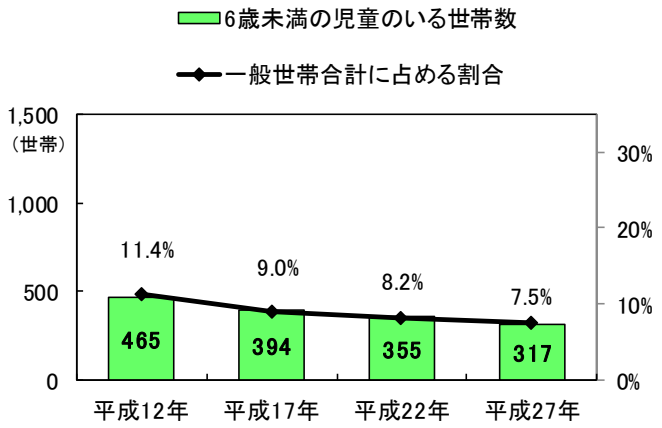

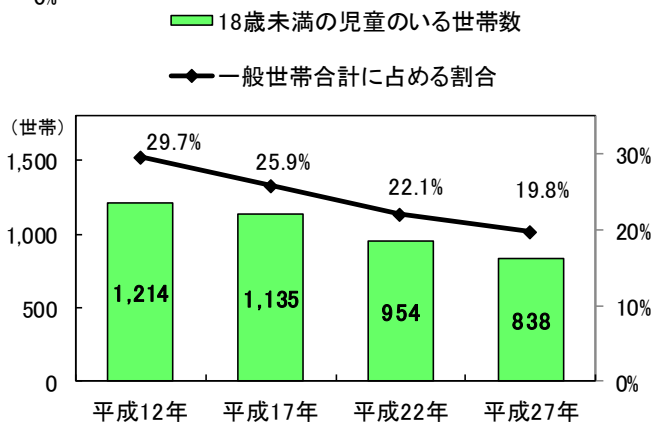

	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合
6 歳未満の児童のいる世帯	465	11.4%	394	9.0%	355	8.2%	317	7.5%
18 歳未満の児童のいる世帯	1,214	29.7%	1,135	25.9%	954	22.1%	838	19.8%

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

2　子どもを取り巻く家庭の状況

（1）女性の就業状況

年齢別にみた女性の就業率については、かつて出産・育児期に当たる 20 歳代後半から 30 歳代にかけての就業率が下がる、いわゆるM字カーブの傾斜がみられる傾向がありました。

平成 27 年の国勢調査によると、北海道・全国値は、30～44 歳の層でやや就業率の低下がみられますが、本町は低下はみられません。このことから、本町では、出産・育児期に当たる女性も就業を続けていることがうかがわれます。

また、本町の平成 27 年の女性の就業率は、30～49 歳の年齢層において平成 22 年の値を上回っています。

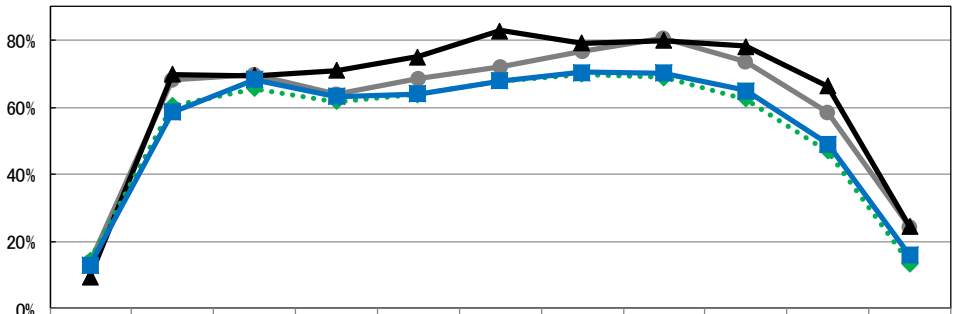

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
平成22年（長沼町）	14.0%	68.2%	69.8%	63.9%	68.5%	72.2%	76.6%	80.6%	73.8%	58.4%	24.2%
平成27年（長沼町）	9.5%	69.9%	69.4%	71.0%	75.1%	82.9%	79.2%	79.8%	78.1%	66.4%	24.5%
平成27年（北海道）	14.6%	60.5%	65.6%	61.7%	63.7%	67.9%	69.9%	68.8%	62.4%	46.9%	13.3%
平成27年（全国）	12.9%	58.6%	68.2%	63.3%	64.1%	67.9%	70.3%	70.3%	65.0%	49.1%	15.9%

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

（２）共働き世帯の状況

国勢調査によると、平成 27 年の子どもがいる家庭における本町の共働き世帯の割合※は、最年少の子どもが６歳未満の家庭で 62.4%、最年少の子どもが６～12 歳未満の家庭で 80.8%となっており、北海道・全国値を大きく上回る結果となっています。また、平成 22 年と比較しても上昇しています。

子どものいる世帯数は減少していますが、その中で共働き家庭の割合は高くなっています。

※共働き世帯の割合：夫婦のいる一般世帯で「子どもあり」世帯のうち、夫婦ともに「就業」の割合

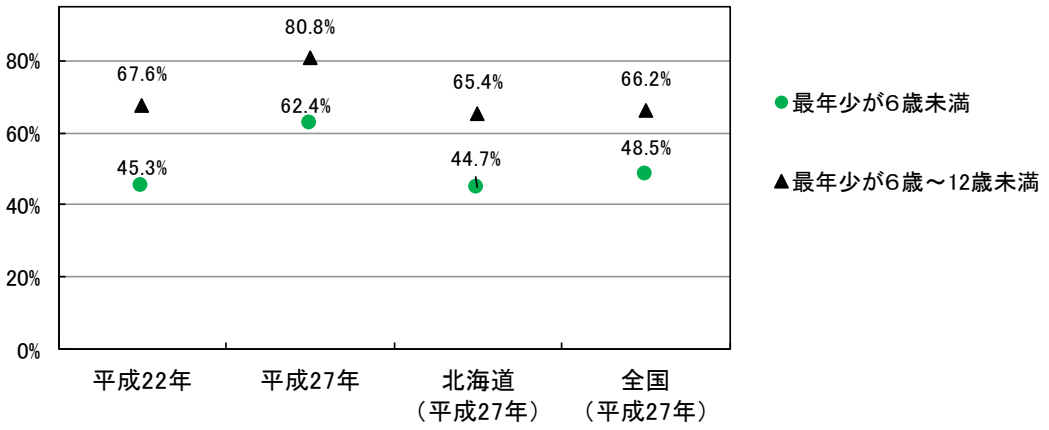

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

3　町の子育て支援の状況

（１）就学前の幼児教育・保育施設（保育園・幼稚園）の状況

本町には、公立の保育園が２園、私立幼稚園が１園あります。入園者数は、保育園・幼稚園ともに減少傾向となっています。また、平成 28 年度以降、町外の幼稚園に通う子どもも一定数みられます。

■公立保育園の状況

	対象年齢	保育時間	
		普通保育	延長保育
中央長沼保育園	生後 57 日以降	8 時半～17 時	7 時半～8 時半 17 時～19 時
南長沼保育園	満2歳以上	8 時半～17 時	8 時～8 時半 17 時～18 時※土曜日は 17 時まで

■保育園　入園者数の推移（各年４月１日現在）

単位：人	定員	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
中央長沼保育園	150(2 号 90/3 号 60)	132	128	127	119	122
南長沼保育園	45(2 号 39/3 号 6)	26	21	20	19	15
町全体	195(2 号 129/3 号 66)	158	149	147	138	137

※定員について、（）内は認定別内訳。

■保育園　年齢別の入園者数・入園率（対人口割合）の推移（各年４月１日現在）

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0歳児	2	3.7%	2	4.4%	0	0.0%	2	3.8%	0	0.0%
1歳児	24	28.2%	10	17.5%	16	34.8%	7	10.6%	16	29.6%
2歳児	21	33.9%	29	33.7%	20	33.9%	21	45.7%	19	27.9%
3歳児	29	33.0%	29	46.8%	41	46.6%	28	46.7%	28	57.1%
4歳児	44	58.7%	33	37.9%	33	51.6%	45	52.3%	30	52.6%
5歳児	38	41.3%	46	59.0%	37	41.1%	35	57.4%	44	51.2%

※人数は各年４月１日。入園率は各年４月１日の入園者数÷住民基本台帳人口で算出。

■幼稚園　入園者数の推移（各年４月１日現在）

単位：人	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
3歳児	32	10	23	15	10
4歳児	14	37	14	24	15
5歳児	36	14	37	14	24
計	82	61	74	53	49

※人数は各年５月１日。町内の入園者のみ。

保育園では、普通保育時間（8 時半～17 時）を超えた延長保育の受け入れをしています。登録者数は、年度末には入園者の 7 割～ 9 割程度が登録している状況です。

また、私立の幼稚園では、平成 29 年から一時預かり事業（幼稚園型）を実施しています。

■保育園　延長保育利用者数の推移

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
延長保育事業	登録人数(4 月 1 日)	83	52.5%	42	28.2%	25	17.0%	23	16.7%
	登録人数(年度末)	161	84.7%	182	92.4%	147	83.1%	123	71.1%

※割合は、登録人数÷入所者数で算出。

■幼稚園　一時預かり事業(幼稚園型)利用者数の推移

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一時預かり事業	年間延人数	－	－	4,685 人	2,305 人
※幼稚園在園児	開設日数	－	－	226 日	223 日
	1日平均	－	－	20.7 人	10.3 人

（２）地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）の状況

就学前の子どもとその保護者を対象に、利用者の身近な所で育児不安などについての相談・指導、子育てサークルへの支援、子育て情報の提供、遊びの提供、保護者の交流等を行い、子育て家庭への支援を行う事業です。本町では、長沼町子育て支援センター「はぴはぽ」が子どもとその家庭への支援を行っており、年間利用者数は年々減少傾向となっています。

■利用者数の推移

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地域子育て支援センター「はぴはぽ」	延人数/年	3,743	3,599	3,254	2,939

■子育て支援センター活動実績（平成 30 年度）

名称	回・件数	活動の概要
一般開放	243 回	開放時間 10:00～15:30（月曜日～金曜日　年末年始は休館） 利用延べ人数／2, 939 人
子育て相談等	30 件	・発育、兄弟関係、入園（保育園・幼稚園選択）などの相談を受ける
ママ講座	10 回	利用延べ人数／239 人（＋職員 67 人）
よちよち広場	11 回	登録数／24 組
とことこ広場	11 回	登録数／30 組
らんらん広場	11 回	登録数／18 組
お誕生会	11 回	参加延べ人数／173 人
mama-café	12 回	利用延べ人数／584 人
身体測定	12 回	利用延べ人数／207 人
リサイクル会	2 回	各自、家庭で使わなくなった子ども服を持ち寄り必要なものを持ち帰る
もぐもぐサークル	18 回	登録家庭数／7組 18 名
その他季節行事	8 回	5月／こどもの日（30 人） 8月／おやこサマーコンサート（212 人） 9月／子どもフェスタ（113 人） 12 月／クリスマス会（123 人） 1月／スノーキャンドル（14 人） 2月／豆まき会（39 人）
子育て情報の発信	12 回	・子育て支援センターおたより「はぴはぽ」を毎月 25 日発行 ・子育てに関する情報・開催事業の案内等発信 （配布場所：町内幼稚園・図書館・発達支援センター・りふれ・乳幼児検診・子育て支援センターはぴはぽ） ・町内回覧 ・町 HP ・子育て支援センターパンフレット作成・配布 ・保健師の新生児訪問時に子育て支援センターの案内とカードを配布
乳幼児健診への参加	24 回	・乳児健診（4 か月、7 か月、10 か月）、幼児健診（1 歳 7 か月、3 歳 1 か月）時に、子育て支援サービスの紹介や子育てについての相談を受け付ける

資料：保健福祉課

（３）妊婦健康診査

母子保健法に基づき、長沼町に住所がある妊婦を対象に、安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦の健康診査に係る費用を助成する事業です。

■利用件数の推移

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊婦健康診査事業	受診実数	72 人	84 人	80 人	63 人
	年間延件数	591 件	734 件	617 件	444 件

資料：保健福祉課

（４）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児家庭全戸を訪問し、子育て情報の提供や乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握、養育についての相談助言支援を行う事業です。全戸訪問し、転出や入院等の事情で訪問できない場合は、電話等で状況確認後、改めて訪問しています。提供体制は確保できています。訪問等にあわせて発達や栄養、生活等の相談・指導、サービス紹介などの情報提供も行っています。また、母親の育児力の向上や孤立防止などをめざしてコミュニケーションを深めるなどの取り組みをしています。

■訪問者数の推移

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
乳児家庭	対象人数	43 人	60 人	51 人	40 人
全戸訪問事業	年間件数	42 件	60 件	50 件	40 件

資料：保健福祉課

（５）養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問や、その他の保健事業等で把握した養育支援が必要な家庭を訪問し、保護者の相談指導や育児・家事等の養育能力向上のための支援を行う事業です。母子健康手帳交付時や乳幼児健診・相談、新生児訪問、各機関からの連絡等により、養育支援が必要な対象者を把握して訪問し、支援しています。

■訪問者数の推移

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養育支援	対象人数	2 人	2 人	5 人	2 人
訪問事業	年間件数	2 件	2 件	5 件	2 件

資料：保健福祉課

（６）ファミリー・サポート・センター事業の状況

乳幼児や就学児童がいる子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人と、育児の援助を行いたい人が会員登録をし、会員相互で育児の援助を行う事業です。

本町では、平成 28 年度に新たに事業を開始しました。

■登録者数･利用者数の推移

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ファミリー･サポート･センター事業	サポート会員	－	15	18	15
	リクエスト会員	－	42	65	85
	ダブル会員	－	1	1	2
	利用延べ件数	－	144	801	785

※開始年度である平成 28 年度については、10 月～翌３月までの実績

資料：保健福祉課

（７）一時預かり事業（幼稚園型以外）の状況

保護者の一時的な就労・病気などで、家庭で一時的に保育が困難になった就学前の子どもを、保育所や子育て支援センターなどで受け入れ、保育を行う事業です。保育園で一時預かり事業を実施していますが、行事等がある場合は受け入れできないなどの課題があります。

■利用者数の推移

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一時預かり事業	利用人数	20	17	6	7
	年間延人数	56	39	37	22

資料：保健福祉課

（８）病児保育事業

乳幼児が発熱等の急な病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育する事業です。

民間の診療所（ながぬま小児科）で実施し、医療費は全額町が負担していましたが、平成 30 年度末にながぬま小児科が閉院したため、町内での確保ができなくなりました。

■利用者数の推移

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
病児保育事業	利用人数	20	17	6	7
	年間延人数	56	39	37	22

※ながぬま小児科利用者の実績値

資料：保健福祉課

（９）放課後児童クラブの状況

長沼町放課後児童クラブは、保護者が就労等により日中留守になる家庭の児童を対象に、放課後及び学校長期休業期間の生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。入所者数は、町全体で 130 人～150 人の間で推移しています。

これまで町内６か所で実施していましたが、令和２年度からは、児童センター１か所に集約して実施します。

■放課後児童クラブ別　利用者数の推移（各年４月１日現在）

単位：人	定員	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
中央長沼第1児童クラブ	64	49	59	54	58	62
中央長沼第2児童クラブ		23	24	22	25	25
北長沼児童クラブ	25	12	10	10	20	13
南長沼児童クラブ	25	18	15	16	20	9
舞鶴児童クラブ	20	15	17	20	17	23
西長沼児童クラブ	25	15	12	11	9	10
町全体	159	132	137	133	149	142

■放課後児童クラブ　学年別の利用者数・入所率（対人口割合）の推移（各年４月１日現在）

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
１年生	36	45.6%	35	37.6%	46	61.3%	40	44.0%	35	61.4%
２年生	37	40.2%	35	43.2%	31	34.1%	49	65.3%	39	41.9%
３年生	31	36.0%	32	34.8%	23	28.0%	29	31.9%	34	48.6%
４年生	16	20.3%	21	23.6%	19	20.7%	15	18.3%	22	24.7%
５年生	7	8.9%	10	12.7%	5	5.7%	12	13.2%	8	10.1%
６年生	5	6.0%	4	5.3%	9	11.3%	4	4.5%	4	4.3%
低学年	104	40.5%	102	38.3%	100	40.3%	118	45.9%	108	49.1%
高学年	28	11.6%	35	14.3%	33	12.7%	31	11.9%	34	13.1%
全体	132	26.5%	137	26.9%	133	26.2%	149	28.8%	142	29.6%

※人数は各年５月１日。入所率は各年４月１日の入所者数÷住民基本台帳人口で算出

資料：社会教育課

（10）放課後子ども教室事業の状況

地域の方々の参画を得て、学校や公共施設を活用し、学習やスポーツ・文化体験活動、学年や世代を超えた交流など、さまざまな活動を行っています。

■放課後子ども教室　利用者数（平成 30 年度末）

	単位	中央小学校	北小学校	西小学校	南小学校	舞鶴小学校	全体
1年生	人	20	93	41	89	2	245
2年生		14	36	19	109	77	255
3年生		15	19	12	34	73	153
4年生		0	18	0	73	90	181
5年生		17	0	15	0	50	82
6年生		0	32	30	0	0	62
延べ日数		10 日	20 日	20 日	20 日	20 日	90 日

資料：社会教育課

（11）子ども発達支援センターの状況

子ども発達支援センターでは、発達相談や困りごとなどに対して、家族を含めた個別支援を行っています。平成 30 年度は児童 60 人が利用しています。

■子ども発達支援センター　利用者数（平成 30 年度末）

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼児	人	41	28	27	23
学童		5	5	4	7
新規相談		29	11	13	15
プール		5	7	8	15
計		**80**	**51**	**52**	**60**

資料：保健福祉課

4　ニーズ調査結果の概要

（1）調査の概要

本調査は、教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出し、計画づくりの基礎資料とするために実施しました。調査の概要は下表のとおりです。

調査対象	就学前児童保護者：配布数 307 票 小学1～6年生の保護者：配布数 375 票
調査方法	町内の保育園・幼稚園・小学校に調査票を持参し、配布・回収を依頼。就学前児童で、保育園・幼稚園に在籍していない児童は郵送にて配布・回収
調査期間	2018 年 12 月 25 日～2019 年1月 25 日
回収数（率）	就学前児童保護者：回収数：148 票（48.21%） 小学1～6年生の保護者：回収数：238 票（63.47%）

（2）子どもと家族、子どもの育ちをめぐる状況について

お子さんの身の回りの世話などを主に行っているのは、就学前児童では「父母ともに」が 51.4%、「主に母親」が 44.6%で、「父母ともに」が「主に母親」をやや上回っています。小学生では「父母ともに」が 49.6%、「主に母親」が 49.2%と同程度となっています。

子育ての負担が母親に集中している家庭が、半数程度いることが考えられます。

■お子さんの身の回りの世話などを主に行っている方【SA】

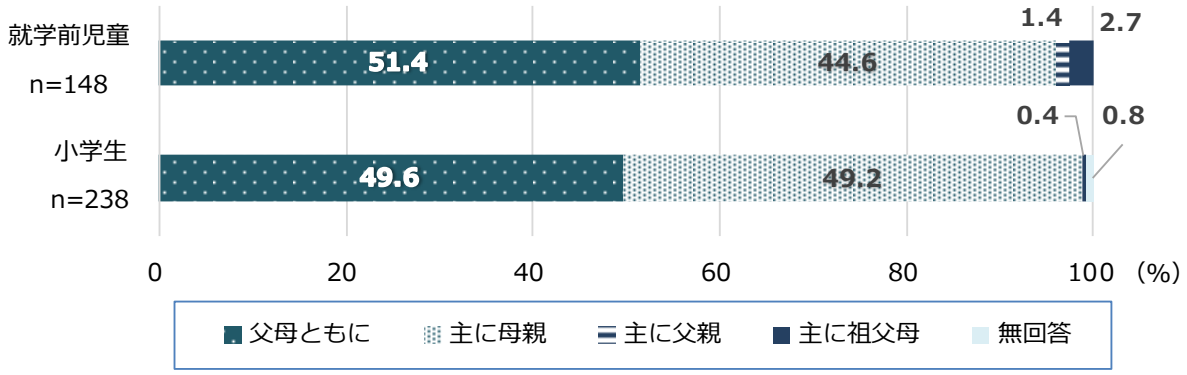

また、お子さんを預かってもらえる人がいるかどうか聞いたところ、就学前児童保護者の83.1%、小学生保護者の86.6%が、子どもを預かってもらえる人が「いる」と回答があった一方で、就学前児童の16.2%、小学生の13.4%が「いない」と回答しています。

■お子さんを預かってもらえる人がいるかどうか【SA】

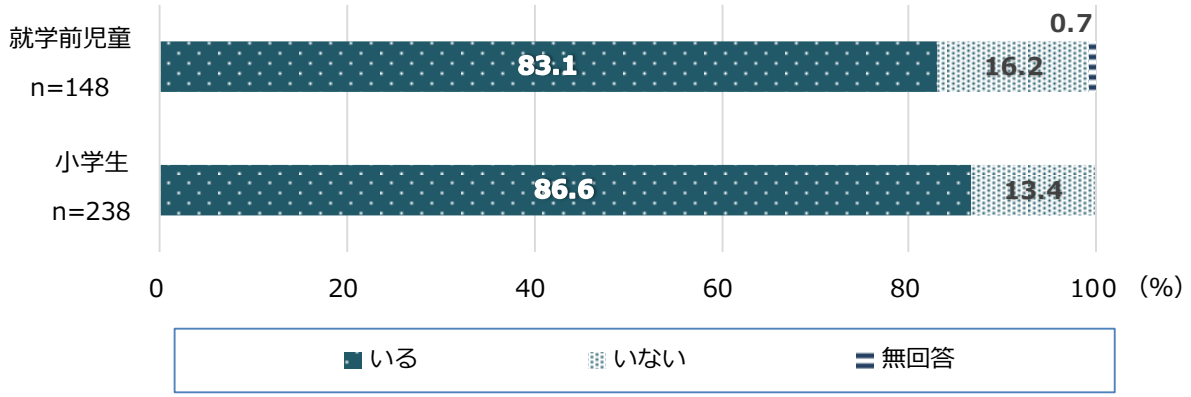

子どもを預かってもらえる状況については、「日常的に祖父母等の親せき」に預かってもらえる割合は、就学前児童の35.0%、小学生の39.3%、「緊急時か用事のときには祖父母等の親せき」に預かってもらえる割合は、就学前児童の64.2%、小学生の59.7%となっています。また、「緊急時か用事のときには友人・知人」に預かってもらえる割合は、就学前児童の7.3%、小学生の11.2%となっています。

アンケート結果からは、就学前児童・小学生ともに、「日常的」には３～４割が祖父母等の親せきに預かってもらうことができ、「緊急時か用事のとき」には約６割が祖父母等の親せきに、約１割が友人・知人に預かってもらうことができる状況がうかがわれます。

■お子さんを預かってもらえる人・状況【MA】

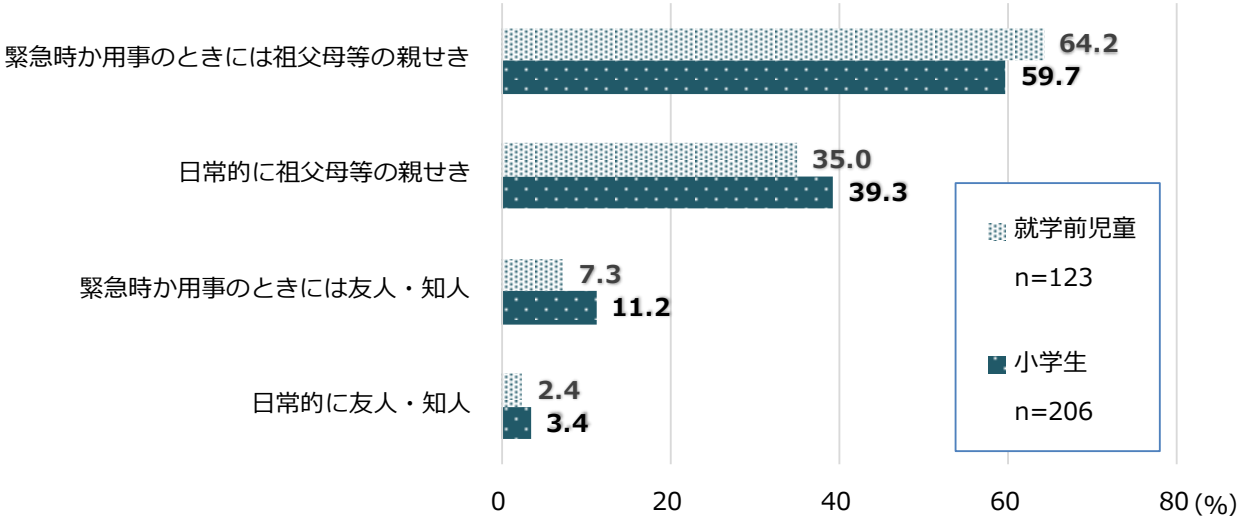

（3）保護者の就労状況について

父親の就労状況については、就学前児童保護者ではフルタイム勤務が 95.1%、パート・アルバイト等勤務が 2.8%、小学生保護者ではフルタイム勤務が 93.8%、パート・アルバイト等勤務が 2.9%（休業中含む）となっています。

母親の就労状況については、育児休業中等を含むと、就学前児童保護者ではフルタイム勤務が 37.9%、パート・アルバイト等勤務が 29.7%、小学生保護者ではフルタイム勤務が 47.3%、パート・アルバイト等勤務が 38.6%となっています。

なお、フルタイム勤務とパート・アルバイト等勤務とをあわせると、就学前児童保護者の 67.6%、小学生保護者の 85.9%が「就労している」結果となります。また、就学前児童保護者に比べ、小学生保護者の方が 18.3 ポイント就労している割合が高くなります。

■父親の就労状況【SA】

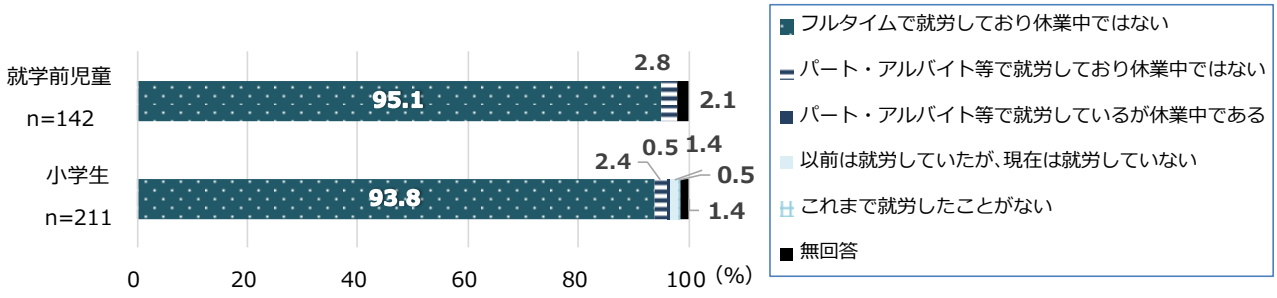

■母親の就労状況【SA】

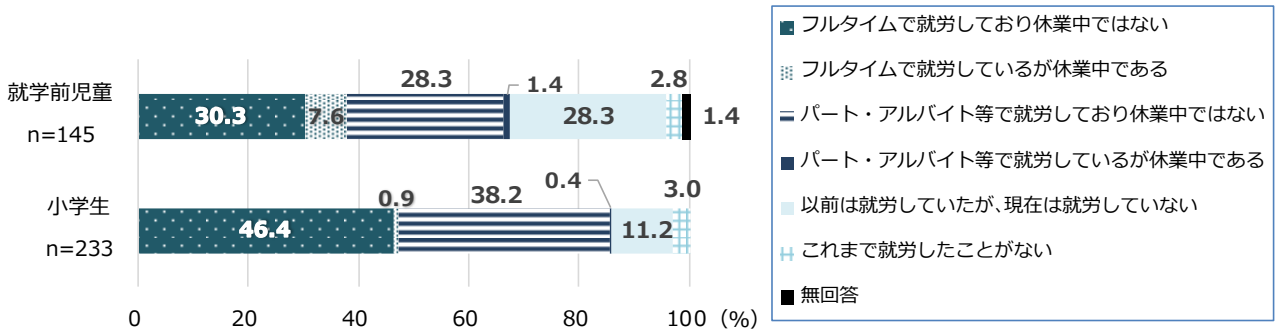

（４）長沼町の子育て・教育の満足度

長沼町は子育て・教育しやすい町だと「思う」割合と「どちらかといえば思う」割合をあわせると就学前児童保護者・小学生保護者ともに７～８割となります。一方で、「思わない」割合と「どちらかといえば思わない」割合をあわせると就学前児童保護者・小学生保護者ともに１割弱となり、肯定的な評価が、否定的な評価を大きく上回る結果となっています。

また、平成 25 年度に実施した前回調査の結果と比較すると、就学前児童・小学生保護者ともに「思う」と「どちらかといえば思う」割合の合計が微増していますが、特に、就学前児童保護者の「思う」割合が 7.7 ポイント増となっています。

■長沼町は子育て･教育をしやすい町だと思うか【SA】

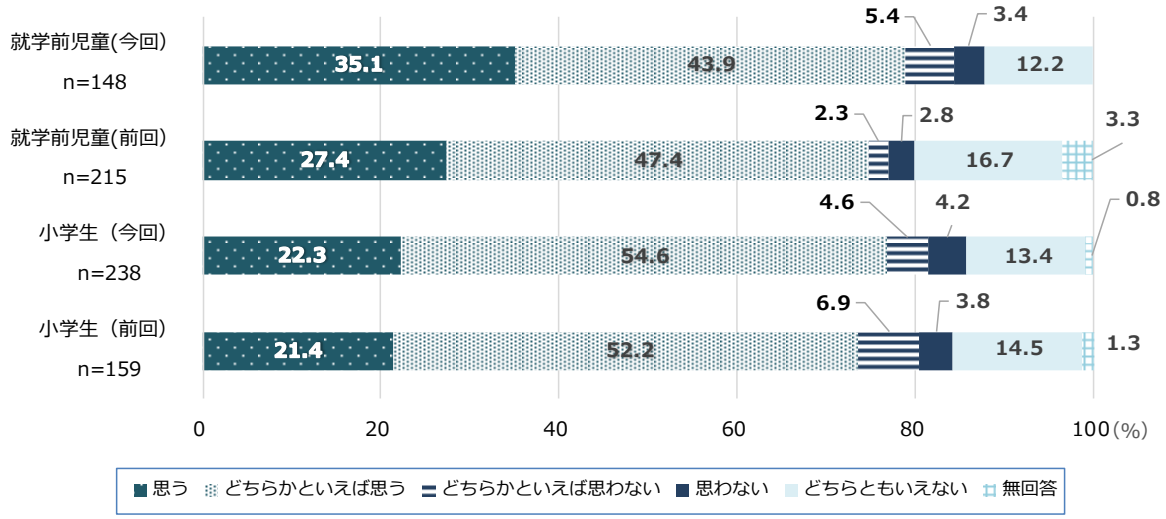

（５）長沼町の子育て支援施策や環境について

就学前児童保護者に対し、町の子育て支援施策や環境 12 項目について、どう思うか聞いた結果は下記のとおりとなります。

「乳幼児健診などの対応」、「歯の健康や食事・栄養等の指導」については７割以上、「子育て・教育に関する相談対応」、「子どもを育てる環境や教育・保育の環境」、「教育・保育サービス」については６割以上の方が「はい（充実している）」と回答しています。

一方で、「公園などの遊び場」・「園舎や通園路、公共施設などのバリアフリー」については、２割以上の方が「いいえ（充実していない）」と回答しています。

町の乳幼児期の相談体制や保育環境などは「充実している」と思う方が多い一方で、子どもの遊びや施設などの整備については「充実していない」と思っている方が多い結果となっています。

■町の子育て支援の施策についてどう思うか【SA】

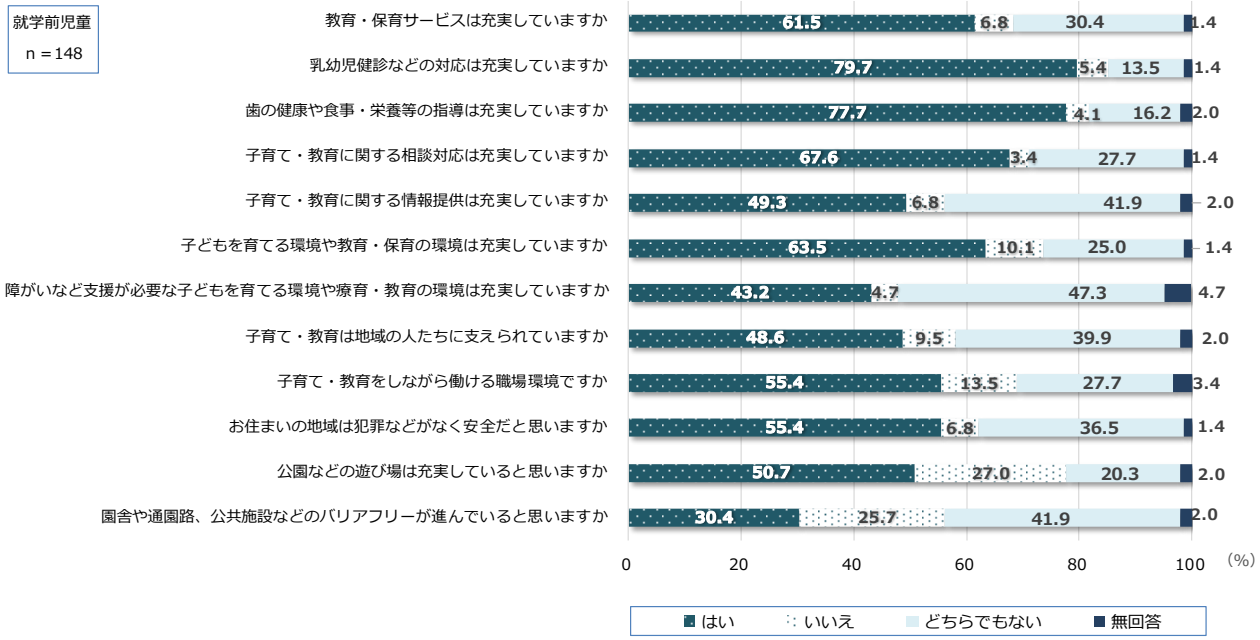

小学生保護者に対し、町の子育て支援施策や環境 12 項目について、どう思うか聞いた結果は下記のとおりとなります。

「歯の健康や食事・栄養等の指導」、「教育・子育てをしながら働ける職場環境」については６割以上、「健康や体力づくり・健康教育」、「教育・子育ては地域の人たちに支えられているか」については５割以上の方が「はい（充実している）」と回答しています。

一方で、「校舎、通学路、公共施設などのバリアフリー」については４割以上、「子どもの放課後への対応」、「教育・子育てに関する情報提供」については１割弱の方が「いいえ（充実していない）」と回答しています。

食事や健康などに関する教育、職場や地域の協力体制などは「充実している」と思う方が多い一方で、施設整備の面では「充実していない」と思っている方が多い結果となっています。

■町の子育て支援の施策についてどう思うか【SA】

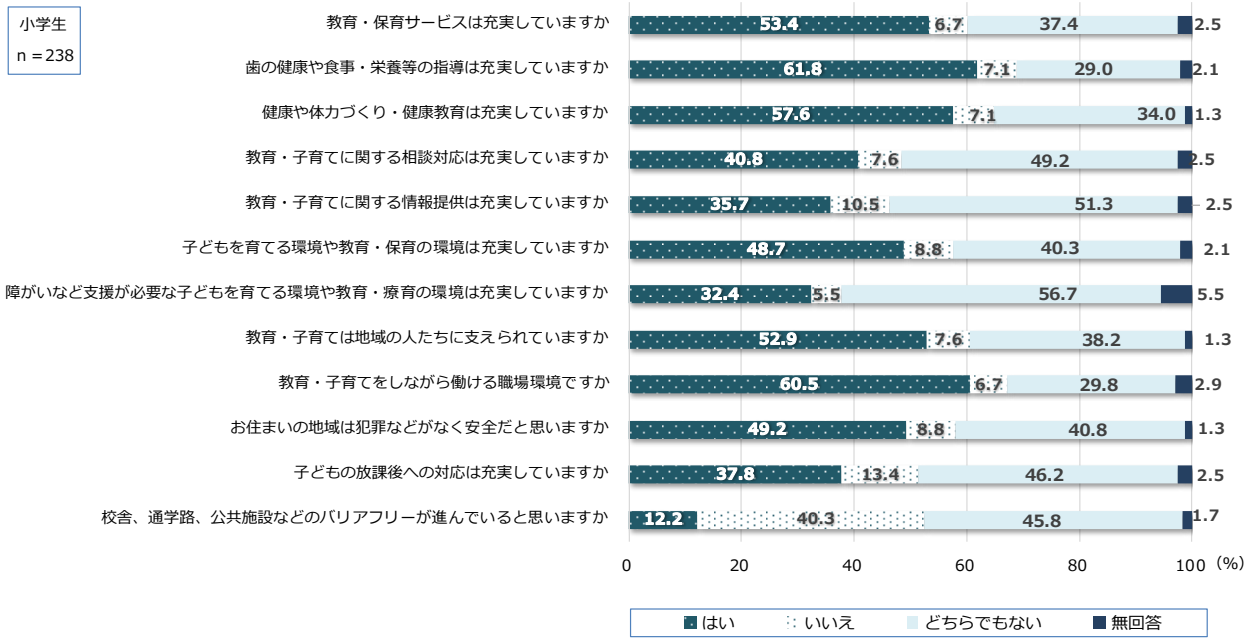

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

子ども・子育て支援法では、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子どもやその子どもを育てる家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支えあいの仕組みを構築することを目的としています。

本町の第１期計画では、子ども・子育て支援法の考え方や長沼町総合振興計画、これまでの取り組みを考えあわせ、子どもとその家庭だけでなく地域社会全体で町民と行政が協働しながら、あたたかな見守りと安心して子どもを産み育てられる町をつくることをめざし、子育て支援の充実に取り組んできました。

子育ての第一義的責任は保護者にありますが、子どもは地域社会の宝でもあります。今後とも子どもの最善の利益を第一に考えつつ、家庭だけでなく、学校、地域、企業等がそれぞれの役割を認識し、協力しあって次世代育成の歩みを進めていく必要があります。

したがって、本計画では、第１期計画の基本理念を引き継ぎ、下記のとおり設定します。

地域のなかで　あたたかく見守り
子どもを育てるまち　ながぬま

2　子ども・子育て支援の視点及び基本目標

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変わっている現在、地域をあげて子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みづくりが必要となっています。

本計画では、子ども・子育て支援新制度における「子どもの最善の利益」と子育て支援策を通した基本理念の実現をめざすため、次の３つの視点をもって基本目標を設定します。

子ども・子育て支援の視点

子育ちの視点
すべての子どもが、自らの成長力と可能性を伸ばし明るく元気に育つよう、みんなで応援する

親育ちの視点
すべての親が、子育てと仕事、自己啓発や生活を充実してできるよう、みんなで応援する

町育ちの視点
地域の社会資源と町民の力をつないで、みんなが子どもと子育てを見守り、応援する

基本目標１ 子育ち

子どもの健やかな育ちを応援するまち

すべての子どもの人権が尊重され、さまざまな学習や生活体験を通じて子どもが自らの心と体をのびのびと成長させ、どんな時にもたくましく希望をもって生き抜くよう、子どもの育ちを応援する町をめざします。

基本目標２ 子育ち 親育ち

安心して産み健やかに育てられるまち

母親が安心して健やかな子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産期から切れ目なく支援します。そのため、母子保健や保育サービスなどの子育て支援策の充実と、子どもと子育て家庭の暮らしを支える体制が整った、子育て応援の町をめざします。

基本目標３ 子育ち 親育ち 町育ち

子どもと子育てを地域が応援するまち

これから子どもの親になる人も、今、子育て中の人も、すでに子育てを終わった人も、誰もがこぞって子どもを守り育てる、子どもと子育てを応援する町をめざします。すべての子育て家庭が、子育てに喜びと楽しみを実感できるよう、地域の人材や資源をつなぎ、行政と一体となって、ふれあいや見守り、さまざまな子育て支援に取り組みます。

基本目標４ 子育ち 親育ち 町育ち

子育てと仕事の両立支援と男女共同参画

仕事、家庭、子育て、個人の自己啓発などを、バランスよく行えるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の考え方の普及に努めるとともに、仕事と子育ての両立支援に取り組みます。また、子育てを男女が協力しあいながら進められるよう、男女共同参加意識の向上に努めます。

3　計画の体系

基本理念
基本目標
主な取り組み
地域のなかで　あたたかく見守り
子どもを育てるまち　ながぬま
1 子どもの健やかな育ちを応援するまち
1 「子ども目線」のまちづくり
2 遊びや生活体験への支援
3 豊かな「学び」への支援
4 発達・療育への支援
5 次代の親への支援
2 安心して産み健やかに育てられるまち
1 母子保健の充実と切れ目のない支援
2 地域の子育て支援の充実
3 放課後児童への支援
4 子育て家庭の経済的負担軽減
3 子どもと子育てを地域が応援するまち
1 家庭と地域の教育力アップ
2 子どもへの虐待の防止
3 安全で安心な子育て環境
4 子育てと仕事の両立支援と男女共同参画
1 仕事と生活の両立支援
2 男女共同参画の推進
★ 子ども・子育て支援新制度に基づく事業

第２部　量の見込みと確保の内容
（子ども・子育て支援事業計画）

第１章　子ども・子育て支援制度の概要

1　制度の概要

子ども・子育て関連３法の趣旨は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することにあります。

本制度では、「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」に主眼を置いています。そのための取り組みとしては、子どものための「教育・保育給付」、子育てのための「施設等利用給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」に分類されます。

「教育・保育給付」は、幼稚園、認可保育所、認定こども園利用者に対する共通の給付である「施設型給付」と、定員 19 人以下の小規模保育事業などの利用者に対する「地域型保育給付」により、小規模保育や家庭的保育などを市町村の認可事業とすることで保育サービスの拡充をめざします。また、令和元年 10 月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い創設された施設等利用費によって、認可外保育施設等も対象となります。

「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が実施する事業で、子ども・子育て支援法で 13 事業が定められ、利用者支援事業、放課後児童健全育成事業の拡大や職員、施設・設備の基準を設けて質の向上をめざすなどの充実を図ります。

■サービスの類型

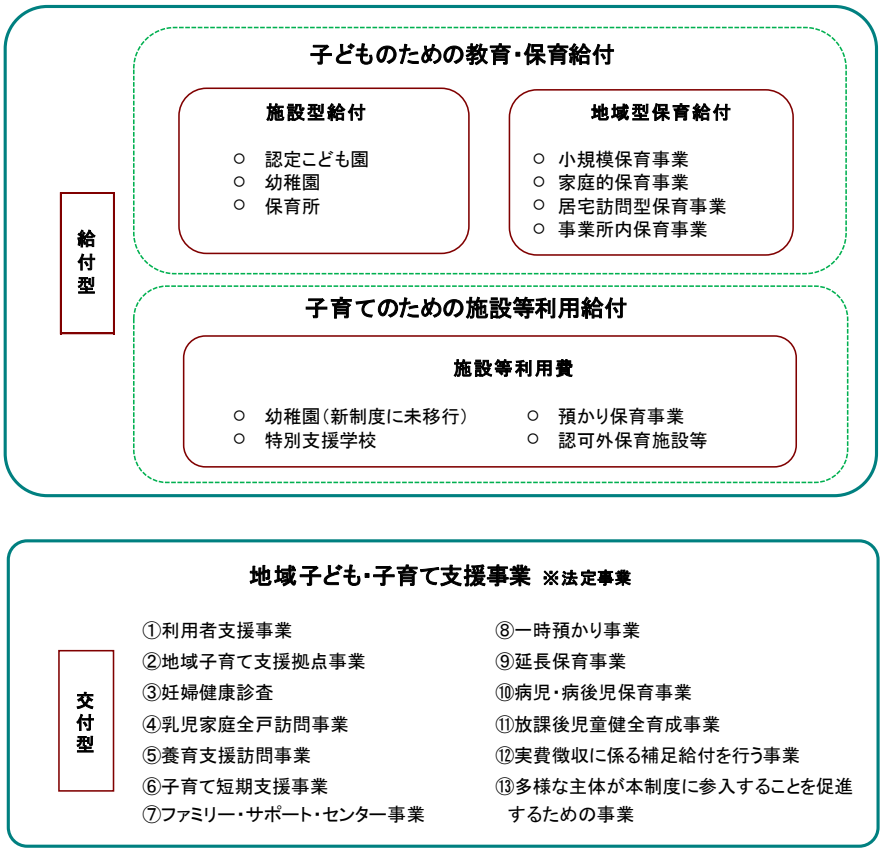

※施設型給付・地域型保育給付・施設等利用給付の対象は、認可・認定を受けた事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

2　教育・保育提供区域の設定

本計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、子どもや保護者が居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとされています。

★ 教育・保育提供区域は、「量の見込み」「確保（の）方策」を設定する単位として地域の実情に応じて、子どもや保護者が居宅から容易に移動することが可能な区域。小学校区、中学校区、行政区などが考えられる。

★ 区域を定める際、教育・保育施設や地域型保育事業の認可の際に行われる「需給調整」の判断基準となることを踏まえて設定する。

本町は、明治 20 年に先人たちが一望未開であったこの地に開拓の鍬を入れ、幾多の水害や冷害と闘いながら今日の町を築き上げてきました。現在の町は、道内有数の米どころとして豊かな緑の田園風景が広がり、また、グリーン・ツーリズムが振興する先進地域となっています。

本町の第１期計画では、長沼町の特性とこれまでの取り組みをもとに、ニーズ調査等による顕在（現状）・潜在（希望）ニーズ量と供給体制を精査し、「長沼町子ども・子育て会議」での審議を経て、教育・保育提供区域を全町一地区と設定しました。

第２期計画においても教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。

第2章　量の見込み

1　量の見込みの算出方法と考え方

（1）量の見込みの算出について

量の見込みの算出方法については、国の示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」算出等の手引き（以下「国の手引き」とします）」に準じ、平成 30 年度に実施のニーズ調査に基づき、国から示されたワークシートから算出することとなっています。

■「国の手引き」の算出手順

① コーホート変化率法※1によって、本町の令和２～６年度の０～11 歳の子どもの人口を推計します。

② ニーズ調査結果の父親・母親の就労形態及び就労希望の形態（フルタイム、パートタイム、無業）から家庭類型を区分し、それぞれの家庭類型※2別の児童数を算出します。

③ 家庭類型ごとに利用状況・利用意向（希望）から利用意向率を求めます。

④ ③の利用意向率を児童数の推計値に掛け合わせます。

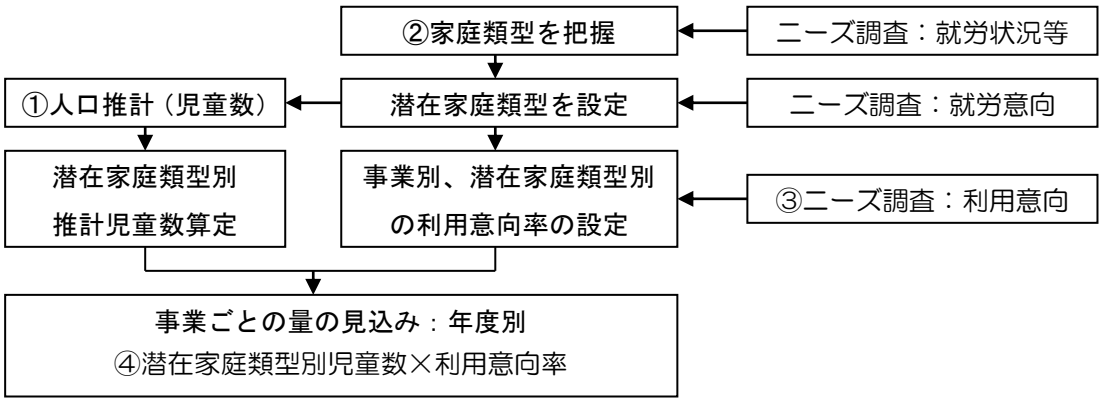

※１：コーホート変化率法…同じ年に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する手法
※２：家庭類型の定義は 34 ページの表のとおり

■国のワークシートのイメージ

・家庭類型別児童数の算出

家庭類型	推計児童数（人）		潜在家庭類型割合		家庭類型別児童数
タイプA	●●人 ※推計児童数	×		＝	
タイプB		×		＝	
タイプC		×		＝	
タイプC’		×		＝	
タイプ D		×		＝	
タイプ E		×		＝	
タイプ E’		×		＝	
タイプ F		×		＝	

・ニーズ量の算出

家庭類型	家庭類型別児童数		利用意向率		ニーズ量
タイプA		×		＝	
タイプB		×		＝	
タイプC		×		＝	
タイプC’		×		＝	
タイプ D		×		＝	
タイプ E		×		＝	
タイプ E’		×		＝	
タイプ F		×		＝	

■家庭類型の分類について

家庭類型	就労状況等
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム （就労時間：月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）※
タイプC′	フルタイム×パートタイム （就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）※
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が 月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）※
タイプE′	パートタイム×パートタイム （就労時間：いずれかが 月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）※
タイプF	無業×無業

（※）就労時間に関する考え方は以下のとおりです。

月 120 時間以上	⇒	＝両親ともフルタイムで就労する場合またはそれに近い場合を想定 →「保育標準時間利用」 保育必要量：1日 11 時間までの利用に対応
月 48 時間以上～ 120 時間未満	⇒	＝両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合を想定 →「保育短時間利用」 保育必要量：1日8時間までの利用に対応 【CとC´（EとE´）の区分】 現在の利用状況または今後の利用意向を勘案し，学校教育を利用する可能性が高い者をC´（E´）に区分する
月 48 時間未満	⇒	下限時間＝保育の必要性の認定の対象となる就労時間の下限 48～64 時間／月の間で市町村が定める （本町では 48 時間に下限を設定）

（2）本町における量の見込みの考え方

「国の手引き」は、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すものであり、より効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではないとされています。また、ニーズ調査結果による利用意向がすべて実際の利用に繋がるとは限らないため、本町の実績値の推移などと比較し、一部補正を行ったものを量の見込みとします。

教育・保育給付事業

	年齢	家庭類型	算出根拠	補正の考え方
①1号認定子ども （保育の必要性なし）	3～5 歳	－	実績平均	平成 27 年度～平成 31 年度（各年 4 月 1 日時点）の入所率の平均値×推計人口
②2号認定子ども （幼稚園の利用希望が強い）	3～5 歳	－	実績平均	平成 27 年度～平成 31 年度（各年 4 月 1 日時点）の入所率の平均値×推計人口
③2号認定子ども （保育の必要性あり）	3～5 歳	－	実績平均	平成 27 年度～平成 31 年度（各年 4 月 1 日時点）の入所率の平均値×推計人口
④3号認定子ども （保育の必要性あり）	0 歳	－	実績最大	平成 27 年度～平成 31 年度（各年 4 月 1 日時点）の入所率の最大値×推計人口
⑤3号認定子ども （保育の必要性あり）	1～2 歳	－	実績最大	平成 27 年度～平成 31 年度（各年 4 月 1 日時点）の入所率の最大値×推計人口

地域子ども・子育て支援事業

		年齢	家庭類型	算出根拠	利用意向率・補正の考え方
利用者支援事業		0～5 歳 小学生	－	箇所数	設置箇所数
地域子育て支援拠点事業		0～2 歳	A・B・C・C´ D・E・E´・F	ワークシート	地域子育て支援拠点事業の利用者と希望者割合
妊婦健康診査		妊婦	－	人口推計	翌年度の0歳児推計人口×健診最大回数（14 回）
乳児家庭全戸訪問事業		0 歳	－	人口推計	各年の0歳児推計人口
養育支援訪問事業等		0～18 歳	－	実績平均	推計人口×平成 28 年度～平成 30 年度の訪問継続支援者の平均値
子育て短期支援事業		0～5 歳	A・B・C・C´ D・E・E´・F	ワークシート	泊りがけで「子どもを留守番させた」割合
一時預かり事業 （幼稚園型）	1 号認定対象	3～5 歳	C´・D・E´・F	ワークシート	幼稚園且つ不定期の事業の利用者と希望者割合
	2 号認定対象	3～5 歳	A・B・C・E	ワークシート	幼稚園希望者×平均開所日数
一時預かり事業（幼稚園型を除く）		0～5 歳	A・B・C・C´ D・E・E´・F	ワークシート	0～2 歳児の不定期の事業希望者割合
延長保育事業		0～5 歳	－	実績平均	平成 27 年度～平成 30 年度の延長保育利用割合の平均値×推計人口
病児・病後児保育事業		0～5 歳 小学生	A・B・C・E	ワークシート	病児・病後児保育の利用者と、仕事を休んで対応した人のうち病児・病後児保育の希望者（子どもを預けられる親族のいる人を除いて補正）の割合
ファミリー・サポート・センター事業		小学生	A・B・C・C´ D・E・E´・F	ワークシート	小学校の放課後における「ファミリー・サポート・センター」希望割合
放課後児童クラブ		小学生	A・B・C・E	ワークシート ニーズ調査	平成 27 年度～平成 30 年度の利用割合の平均値×推計人口

2　推計児童人口

本町の平成 31 年４月１日の小学生以下の子どもの人口は 833 人（就学前児童 353 人、小学生 480 人）となっています。

推計人口からは、令和２年に 792 人（就学前児童 324 人、小学生 468 人）だったものが、令和６年には 708 人（就学前児童 328 人、小学生 380 人）に減少することが見込まれます。

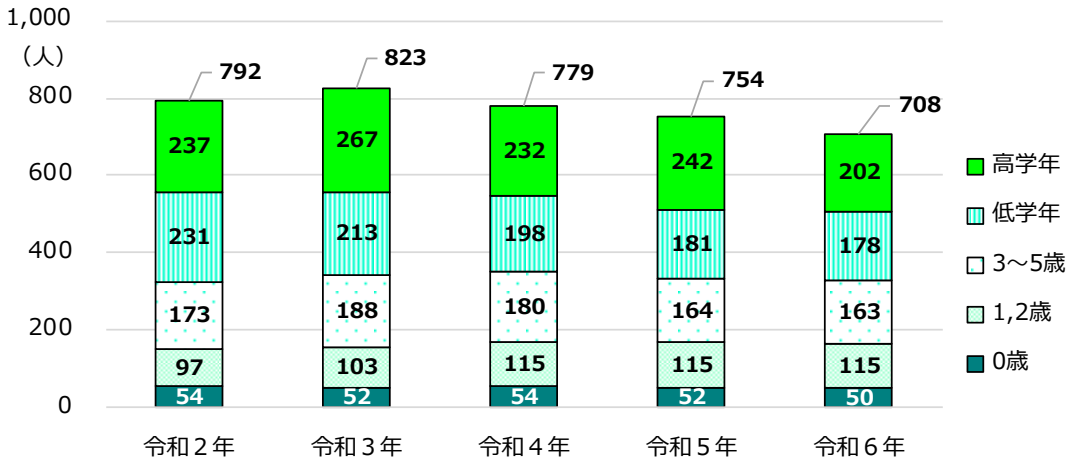

年齢（各年4月1日）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0 歳	54	52	54	52	50
1,2 歳	97	103	115	115	115
3～5 歳	173	188	180	164	163
就学前　計	324	343	349	331	328
低学年	231	213	198	181	178
高学年	237	267	232	242	202
小学生計	468	480	430	423	380
合計	792	823	779	754	708

※ コーホート変化率法により、平成 29～31 年４月１日現在の住民基本台帳人口をもとに推計。

第３章　法定事業の量の見込みと確保方策

１　幼児期の学校教育・保育の提供体制

（１）量の見込みと確保方策

量の見込みからは、不足は生じないと想定されるため、現状の定員を継続します。

		量の見込みと確保方策 （各年４月１日時点　単位：人）													
		令和２年度					令和３年度					令和４年度				
		１号	２号		３号		１号	２号		３号		１号	２号		３号	
			学校教育の希望強	左記以外	０歳	１,２歳		学校教育の希望強	左記以外	０歳	１,２歳		学校教育の希望強	左記以外	０歳	１,２歳
①量の見込み		47		84	2	40	51		92	2	41	50		88	2	46
②確保方策	保育園			129	12	54			129	12	54			129	12	54
	幼稚園	120					120					120				
	幼稚園で預かり保育を利用															
過不足②−①		73		45	10	14	69		37	10	13	70		41	10	8

		量の見込みと確保方策 （各年４月１日時点　単位：人）									町内における施設数・定員
		令和５年度					令和６年度				
		１号	２号		３号		１号	２号		３号	
			学校教育の希望強	左記以外	０歳	１,２歳		学校教育の希望強	左記以外	０歳	１,２歳	
①量の見込み		45		80	2	46	44		80	2	46	◆保育園 ２園　定員：195 人 （2 号 129/3 号 66） ◆幼稚園 １園　定員：120 人
②確保方策	保育園			129	12	54			129	12	54	
	幼稚園	120					120					
	幼稚園で預かり保育を利用											
過不足②−①		75		49	10	8	76		49	10	8	

（２）幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

本町では、私立幼稚園の小学校訪問や小学生と保育園園児との交流学習等を実施しています。引き続き、幼稚園、保育園と小学校が、幼児・児童の実態や課題などについて交流を行い、一貫した教育への連携を強化します。

また、国の動向を注視しながら、幼児教育・保育の質の向上に資するよう教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置について検討していきます。

さらに、外国につながる幼児の対応については、本町では対象となる児童や家庭はほとんどいないことが考えられます。対象となる児童や家庭がいた場合、関係機関で連携し、適切な対応に努めます。

2　地域子ども・子育て支援事業の提供体制

（1）利用者支援事業

事業の概要

子どもとその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園等の施設選択や一時預かり事業、放課後児童クラブ等の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、利用者の身近な所で情報収集・提供、相談対応、助言を行うとともに関係機関との連絡調整などを行う事業です。

確保の内容

令和２年４月に子ども育成課を設置し、子育て支援、発達支援、保育園と学童保育の一体化と連携を図っていきます。また、令和２年度内には、子育て世代包括支援センターの設置をめざします。妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく支援できる体制を整備するとともに、支援を必要とする家庭のワンストップ窓口となるよう取り組んでいきます。

	区分	実績	推計				
		平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	基本型・特定型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	母子保健型	0 か所	（1 か所）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保の内容	基本型・特定型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	母子保健型	0 か所	（1 か所）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

（2）地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

事業の概要

就学前の子どもとその保護者を対象に、利用者の身近な所で育児不安などについての相談・指導、子育てサークルへの支援、子育て情報の提供、遊びの提供、保護者の交流等を行い、子育て家庭への支援を行う事業です。

確保の内容

長沼町子育て支援センター「はぴはぽ」で実施しています。「はぴはぽ」での事業を継続するとともに、その充実に努めます。

	単位	実績	推計				
		平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人回/年	2,939	4,489	4,608	5,024	4,965	4,905
②確保の内容	人回/年	2,939	4,489	4,608	5,024	4,965	4,905
	か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

（３）妊婦健康診査

事業の概要

母子保健法に基づき、本町に住所がある妊婦を対象に、安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦の健康診査に係る費用を助成する事業です。

確保の内容

すべての妊婦が安全・安心な出産を迎えるため、定期的な健診の受診ができるよう、母子健康手帳交付時及び後期妊婦相談時に、妊婦一般健康診査・超音波検査受診票を交付しています。経済的負担軽減のための助成を継続します。

	単位	実績	推計				
		平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	479	728	756	728	700	644
②確保の内容	人/年	479	728	756	728	700	644
	実施体制	妊婦一般健康診査（14 枚）・超音波検査受診票（6枚）を交付					

（４）乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要

生後４か月までの乳児家庭について全戸を訪問し、子育て情報の提供や乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握、養育についての相談助言支援を行う事業です。

確保の内容

全戸訪問しています。転出や入院等の事情で訪問できない場合は、電話等で状況確認後、改めて訪問しています。

訪問等にあわせて発達や栄養、生活等の相談・指導、サービス紹介などの情報提供も行っています。また、母親の育児力の向上や孤立防止などをめざしてコミュニケーションを深めるなどの取り組みを継続します。

	単位	実績	推計				
		平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	40	54	52	54	52	50
②確保の内容	人/年	40	54	52	54	52	50
	実施体制	乳児家庭について全戸訪問					

（５）養育支援訪問事業

事業の概要

乳児家庭全戸訪問や、その他の保健事業等で把握した養育支援が必要な家庭を訪問し、保護者の相談指導や育児・家事等の養育能力向上のための支援を行う事業です。

確保の内容

母子健康手帳交付時や乳幼児健診・相談、新生児訪問、各機関からの連絡等により、養育支援が必要な対象者を把握して訪問し、支援しています。

これまでの対象者を継続して支援していくとともに、早期に対象者を把握し支援につなげていきます。

	単位	実績	推計				
		平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	2	2	2	2	2	2
②確保の内容	人/年	2	2	2	2	2	2
	実施体制	養育支援が必要な家庭に対し、実施					

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業の概要

保護者の病気や仕事などの理由で、一時的に家庭で子どもを養育することが困難になった場合、児童養護施設等で宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

確保の内容

ニーズ調査結果から得た量の見込みは、ニーズが見込まれませんでした。本町では、町内に施設がないため、事業としての実施予定はありませんが、必要に応じて、広域利用等を検討していきます。

	単位	実績	推計				
		平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	人/年	0	0	0	0	0	0
	実施体制	必要に応じて検討					

（７）一時預かり事業

①幼稚園型

事業の概要

幼稚園や認定こども園の在園児を対象に、家庭で一時的に保育が困難になった子どもを、幼稚園や認定こども園で受け入れ、保育を行う事業です。

確保の内容

私立幼稚園で預かり保育を実施しています。国の基準による量の見込みは、１号認定、２号認定の子ども別に算出することとなっており、下表も国に準じて算出しています。しかし、本町では、２号認定に当たる子どもでも、１号認定を受けて幼稚園を利用し、不定期に預かり保育を利用している場合が多い状況となっています。現在の施設規模で計画期間中のニーズは確保されていることから、事業の継続を促します。

	区分/単位	実績	推計				
		平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	１号認定	2,305	3,386	3,657	3,589	3,251	3,251
	２号認定	－	609	677	677	609	609
	計	2,305	3,995	4,334	4,266	3,860	3,860
②確保の内容	人日/年	2,305	3,995	4,334	4,266	3,860	3,860
	実施場所	私立幼稚園１園					

②一時預かり事業（幼稚園型以外）、子育て援助活動支援事業

事業の概要

一時預かり事業（幼稚園型以外）は、家庭で一時的に保育が困難になった就学前の子どもを、保育所や子育て支援センターなどで受け入れ、保育を行う事業です。子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）は、子どもの預かりなどの援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員になり、互いに助けあう事業です。

確保の内容

一時預かり事業については、保育園２施設で１日当たり概ね 10 人以内を定員として実施しており、量の見込みに対し、充足すると考えられます。ただし、保育園での一時預かり事業は、行事等がある場合は受け入れができないという課題があります。また、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）についても、一時的な子どもの預かり先となっており、利用者へ適切な情報提供を行うとともに、保護者の希望に沿った利用につながるように連絡・調整に努めています。

現状の保育園での一時預かり事業を継続するとともに、ファミリー・サポート・センターの充実に努めます。

	単位/区分	実績	推計				
		平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	807	643	680	694	659	653
②確保の内容	一時預かり事業	22	61	64	66	63	62
	子育て援助活動支援事業	785	582	616	628	596	591

※一時預かり事業・子育て援助活動支援事業ごとの確保量は、平成 28 年～平成 30 年度の実績按分から算出

（８）延長保育事業

事業の概要

保育認定を受けた子どもを、通常の利用日と利用時間以外の日・時間に保育を行う事業です。

確保の内容

本町では、通常の保育時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで実施しており、中央長沼保育園では午前 7 時 30 分から午後 7 時まで、南長沼保育園では午前 8 時から午後 6 時までの時間で延長保育を実施しています。現在、町内の認可保育所の利用可能時間は 8 時間 30 分となっていますが、開所時間を延長することになると保育士の確保等が困難な実情にあり、保育標準時間に当たる 11 時間以上の保育は実施していません。

引き続き現在の提供体制を維持します。

	区分		単位	実績	推計				
				平成 30 年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	国基準		人	0	0	0	0	0	0
	国基準外	4 月 1 日	人	23	52	55	55	52	52
		年度末	人	123	104	112	113	106	106
②確保の内容	実施場所			2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

（９）病児・病後児保育事業

事業の概要

病気中、病気の回復期にある児童を、保護者の就労などの理由で家庭で保育できない場合に、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育を行う事業です

確保の内容

現在、町内に施設はありませんが、町外の施設を利用した場合の医療費を全額町で助成しています。事業を利用した場合の医療費の助成を継続します。

	単位	実績	推計				
		平成 30 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	22	84	89	90	86	85
②確保の内容	人/年	22	84	89	90	86	85
	実施体制	町外の施設を利用した場合の費用を助成					

（10）放課後児童健全育成事業

事業の概要

共働き家庭など留守家庭の子どもに対し、授業の終了後や長期休暇中に学校の余裕教室などで、適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全育成を図る事業です。

平成 31 年４月現在、町内６か所、定員数 159 人で実施し、定員数を下回る状況が続いています。

確保の内容

平成 27 年の国勢調査による本町の女性の就業率は、全国値を上回っています。平成 30 年度に実施したニーズ調査結果では、小学生の母親の就業率が 85.9％となっており、これは「新・放課後子ども総合プラン」が令和５年度末に想定する女性の就業率を上回る値です。このようなことから、本町では、女性の就業率が現状で高い水準である一方、人口の減少が見込まれ、入所児童数についても減少すると考えられます。

本町では、令和２年度に小学校を統合し、放課後児童クラブは児童センターで実施し、放課後子ども教室については、学校の余裕教室や公共施設などを活用して実施します。

そのため、町内１か所、定員数 112 人の体制を確保します。量の見込みからは、令和３年度までは定員を上回ることが見込まれますが、登録人数に対して実際に登会する児童が少ないことから受け入れは可能と考えます。万が一、定員を超えた場合においても、他の部屋を活用するなどして弾力的な運用をします。

なお、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を進める「放課後子ども総合プラン」については、次世代育成支援行動計画を継承する計画のなかで取り組みの方向を記します。

	単位	推計				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人	129	128	112	110	102
1年生		42	30	25	36	27
2年生		26	41	27	22	33
3年生		32	22	32	21	18
4年生		15	21	13	19	12
5年生		9	8	10	6	8
6年生		5	6	5	6	4
②確保の内容		112	112	112	112	112

（11）実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要

幼稚園や保育所の保育料については、国が定める公定価格をもとに、各市町村が条例等によって利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては実費徴収（日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入費用、行事への参加費用など）を行う場合があります。この事業は、教育・保育施設が実費徴収を行う際に、実費負担部分について低所得者の負担軽減を図るため、市町村の基準にそって公費で補助するものです。

確保の内容

幼児教育・保育の無償化に伴い、道や他の市町村の動向を注視しつつ、検討をしていきます。

（12）多様な主体が参入することを促進するための事業

事業の概要

保育の受け皿拡大や新制度の円滑な実施のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。一方、新たに開設された施設や事業が安定して継続的に運営され、保護者や地域との信頼関係を築いていくためには、一定の時間が必要になります。そのため、新規事業者が円滑に事業を運営していくことができるよう、支援や相談・助言、他の事業者との連携調整などを行う事業です。

確保の内容

今後、新規事業者の参入があった場合は、事業の導入について検討しますが、主に小規模保育や家庭的保育、居宅訪問型保育、認定こども園などについて多様な担い手・事業者が参画できるよう努めていきます。

第３部　次世代育成支援行動計画

第１章　主な施策の推進

基本目標１　子どもの健やかな育ちを応援するまち

施策体系

1	子どもの健やかな育ちを応援するまち

1	「子ども目線」のまちづくり
2	遊びや生活体験への支援
3	豊かな「学び」への支援
4	発達・療育への支援
5	次代の親への支援

（１）「子ども目線」のまちづくり

子どもの人権を守り、その声に耳を傾けながら、子どもが次代の地域社会の担い手として活躍できるよう努めるとともに、子どもの目線に立った施設等の整備や町のすべての子育て家庭への情報提供、広報啓発活動による子ども・子育て支援情報の共有化を図ります。

主な施策・事業

No	主な施策･事業	主な施策･事業のあらまし		担当
1	子どもの権利擁護	おとなも子どももだれもが人権を尊重する意識を高めるため、人権について広報啓発活動を行い、あわせて、学校教育や社会教育での人権教育･人権学習を進めます。		学校教育課
2	子どもが相談しやすい体制づくり	子どもたち自身が、周囲に気兼ねなく自由に相談できる体制づくりを進めます。 ･スクールカウンセラーの派遣または配置 ･教育相談電話 ･適応指導教室（はまなすクラブ） ･国や道の電話相談一覧の周知 ･児童相談所による巡回相談　　等		学校教育課
3	安全･安心で身近な遊び場づくり	子どもと保護者が安全に安心して使える身近な遊び場を適切に配置するとともに、子どもの発達段階を考慮した整備や町民等と協働した維持管理に努めます。	都市公園、保育施設等	都市整備課
			学校施設　等	学校教育課
			児童センター　等	子ども育成課

（２）遊びや生活体験への支援

児童生徒のほか、町民全体に参加できる収蔵芸術作品展、移動芸術鑑賞、クラシック音楽など芸術に親しむ機会の充実に努めています。学校図書館司書を町単独で配置し、図書に親しみやすい環境づくりに努めています。

一方で、スポーツ環境の整備が進まず、引き続き整備していくことが望まれます。

主な施策・事業

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし		担当
4	体験活動と学習機会の充実	自然体験・地域社会体験・産業・生活体験の機会を提供し、その中から学ぼうとする心を育みます。	校外学習、総合的な学習の時間、職場体験　等	学校教育課
			総合学習支援、体験学習　等	社会教育課
5	各種青少年団体等の活動促進	関係課局や関係団体・機関等と連携して各種青少年活動等の活発化をめざします。 ・スポーツ少年団の活動支援 ・指導者の育成		社会教育課
6	生涯スポーツと健康づくりの習慣化	子どものときから生涯にわたって、スポーツに親しみがもてるよう、関係課局や関係団体等と連携しながら、機会の提供と活動の充実に努めます。 ・スポーツ少年団の育成 ・健康づくりを目的としたスポーツ活動の推進 ・各種スポーツ大会・スポーツ教室の充実 ・スポーツ環境の整備		社会教育課
7	芸術・文化等にふれ、体験する機会の充実	次代を担う子どもたちが、すぐれた芸術文化などに、ふれたり体験することで、豊かな感性と人と共感する心を育むことができるよう、鑑賞・体験機会等の充実に努めます。 ・児童生徒作品展 ・児童生徒の芸術鑑賞機会の提供　等		社会教育課

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし		担当
8	読書活動の推進	本に親しみ、広い視野と考え方等を身につけ、さまざまな歴史や社会、異文化等を知り、豊かな感性と知識、人間性を育む読書活動の活発化をめざします。	学校図書の充実	学校教育課
			親子読書グループの育成、図書館事業（青空図書館・図書館秋まつり・人形劇講座・クリスマス会・1日司書体験・子ども映画会等）の充実	社会教育課
9	絵本の読み聞かせ	乳幼児の頃から本に親しむ習慣を身につけるため、関係団体と連携しながら絵本の読み聞かせや紙芝居などの活動を促進します。 ・親子の絵本読み聞かせ ・乳幼児期における読書相談		社会教育課
10	食育の推進	正しい食習慣と地域の食文化を子どもに伝える、新しい食文化を創るなどの取り組みを、関係課・団体等と連携しながら取り組みます。	保育所における食育の推進、乳幼児食育事業の推進、親子の栄養管理の充実、親子料理教室の充実、子育て支援センターにおける食育の推進	保健福祉課 子ども育成課 社会教育課
			小中学校における食育の推進	学校教育課

（3）豊かな「学び」への支援

子どもが、子ども自身がもつ能力と可能性を開花させていけるよう、良好で適切な成長環境を整えながら、家庭、学校、地域が一体となって子どもの豊かな心と生きる力を育んでいきます。

主な施策・事業

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし		担当
11	学校教育の充実	児童生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばし、基礎・基本をしっかり身につけさせるとともに、町の地域資源や人材を活用した自然体験、郷土体験等を行い、学びの機会の充実を図ります。		学校教育課
12	学力向上対策の推進	各学校の「学力向上改善プラン」により指導法の工夫・改善と、教員の資質向上のための各種研修事業への支援、ICT 機器等の配置整備による指導環境の充実に努めます。		学校教育課
13	「心の教育」の充実	命を尊ぶ心や人を思いやる心など、豊かな人間性を育む「心の教育」の充実を図り、どんなときでも希望をもってたくましく生きる子どもを育みます。		学校教育課
14	特別支援教育の推進	障がいのある子どもに対し、障がいによる困難を克服し自らの能力を伸ばし自立していくための教育を進めます。 ・特別支援教育支援員の配置 ・特別支援教育コーディネーターの選任 ・長沼町特別支援教育連携協議会活動 ・交流教育の実施　等		学校教育課
15	幼保小の連携強化	幼稚園、保育園と小学校が、幼児・児童の実態や課題などについて交流を行い、一貫した教育への連携を強化します。 ・私立幼稚園の小学校訪問 ・小学生と保育園園児との交流学習　等		子ども育成課 学校教育課
16	幼保の連携強化	幼稚園と保育園の連携を強化し、それぞれの機能を活かした就学前教育・保育を充実します。		子ども育成課
17	教職員・相談員等の資質・能力向上対策の推進	職員の資質と専門性、知識・技術の向上を図るため、研修等を充実します。	町内保育士研修（年2回）	子ども育成課
			各種研修会	学校教育課

（４）発達・療育への支援

子ども一人ひとりがもつ個性を尊重した適切な発達支援と療育等に努めるとともに、発達が気になる子どもの保護者へ必要な相談・支援等を行っていきます。

主な施策・事業

No	主な施策･事業	主な施策･事業のあらまし		担当
18	療育体制の充実	障がい等の早期発見、早期療育等を、関係課局･機関等と連携しながら、総合的･効果的に推進するため、長沼町特別支援教育推進会議や担当者連絡会議を開催するなどして、障がい児等の療育体制の充実に努めます。そして、乳児期、幼稚園、保育園から小学校へと一貫した支援に努めます。		子ども育成課 学校教育課
19	児童相談所巡回相談	岩見沢児童相談所の児童福祉司･心理士等により、児童の心身の発達相談や育児等に関する相談、診断等を行います。	年２回実施	岩見沢児童相談所
			各学校や幼稚園･保育園や町広報誌等での広報を行い、円滑な利用になるよう調整します。	子ども育成課
20	子ども発達支援センターの充実	長沼町子ども発達支援センターで、運動やことば、コミュニケーション等の発達が気になる子どもとその家族の相談を受け、必要な支援を行います。また、指導員が町実施の乳幼児健診の場を活用して、発達の面で気になる乳幼児を中心に相談支援等を行い、必要な場合は療育へつなげます。		子ども育成課
21	障がい児保育の推進	心身に障がいのある児童や、発育･発達に心配のある児童で、集団保育が可能な児童を受け入れ、児童の健全な成長、発達を促すとともに、障がい児保育の充実に努めます。		子ども育成課
22	放課後児童クラブへの障がい児の受け入れ	保護者の就労等で家庭で保育が困難で、集団保育や日々の通所が可能な軽度の障がい児の受け入れに努めます。		子ども育成課

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし		担当
23	手当てや医療費の給付による支援	特別児童扶養手当、障害児福祉手当、重度心身障害児介護手当等や、重度心身障害児医療費助成、育成医療等の給付により、児童とその家庭を支援し、児童の福祉の増進を図ります。	関係課・関係機関と情報を共有し、対象者や養育者に内容を説明するとともに、各種届出等について案内・勧奨を行うなど、適切な給付となるよう実施します。	税務住民課
			障害者手帳交付時に各種手当を説明し、適切なサービスにつながるよう努めるとともに、申請の手続きが円滑に進むよう連絡・調整を行います。	保健福祉課
24	障がいのある子どもとその家庭への支援	制度に基づく手当等の支給を行うとともに、適切な相談対応やケアマネジメントのもとで、子どもとその家庭を支援していきます。		保健福祉課
25	医療的ケア児への対応	計画期間内に対応に向けた協議の場を設置していきます。		保健福祉課

（５）次代の親への支援

次代の親となる子どもたちの心と体の健康づくり・衛生意識の向上に取り組みます。

主な施策・事業

No	主な施策･事業	主な施策･事業のあらまし		担当
26	学校との連携による思春期保健の推進	地域保健部門と学校が連携し、思春期の心と身体の健康づくりを推進します。（アルコール、薬物、たばこについての教育、性教育など）	健康づくりに関する講話依頼などに対し講師派遣を行います。	保健福祉課
			思春期保健に関する全体計画、学年･教科に応じた目標を設定し、教育の充実に努めます。	学校教育課
27	学校保健の推進	学校保健の取り組みを通じて、喫煙や飲酒、薬物などによる影響についての啓発活動を推進します。		学校教育課

基本目標２　安心して産み健やかに育てられるまち

施策体系

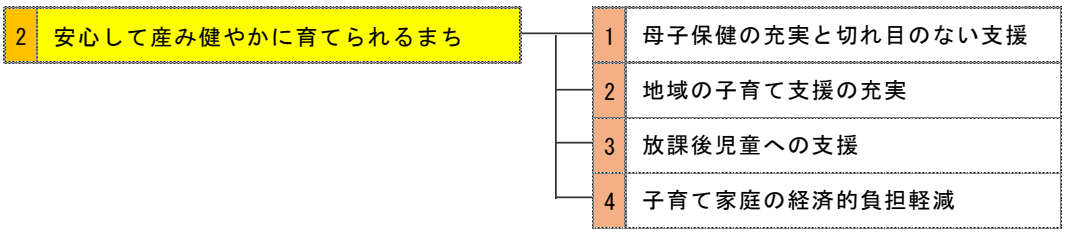

（１）母子保健の充実と切れ目のない支援

子どもと母親の心身の健康づくりや相談、情報提供等各種の取り組みを進め、母親になることや子どもを育てることに伴う不安を軽減するとともに、子育て中の母親が孤立しないよう支援していきます。また、妊娠、周産期、産後を含め、母子の安全と健康を守るため、関係医療機関と連携し、医療、保健の切れ目のない支援を行います。

主な施策・事業

No	主な施策･事業	主な施策･事業のあらまし	担当
28	乳児健康診査の実施	母子保健法に基づき、3～4 か月児と経過観察中の乳児を対象に、小児科医師の診察、看護師による身体計測、保健師･栄養士による保健指導･栄養指導を実施するとともに、アンケート等で虐待防止や育児不安の解消に努めます。	保健福祉課 子ども育成課
29	乳幼児健康診査の実施	母子保健法に基づき 1 歳 6 か月児、3 歳児の健康診査を実施します。 健康診査では、小児科医師の診察、歯科検診、身体計測のほか、保健師･管理栄養士･歯科衛生士･言語聴覚士による指導･相談支援を行い、成長発達等の確認をします。	保健福祉課 子ども育成課
30	新生児訪問の実施 （乳児家庭全戸訪問事業）	出産後の母親の体調や子どもの健康･発達状態を確認するため、乳児の身体計測、育児へのアドバイスや母子保健事業、予防接種事業等の説明･指導を行います。	保健福祉課 子ども育成課
31	乳幼児相談の実施	育児相談の希望がある乳幼児の保護者を対象に、電話や来所での相談を行います。	保健福祉課 子ども育成課

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし	担当
32	新生児聴覚検査費用の助成	新生児聴覚検査に係る費用の一部（初回検査・確認検査　各 3,500 円）を助成します。	保健福祉課 子ども育成課
33	歯科保健の実施	歯科医師、歯科衛生士による歯科検診や、歯磨き指導、幼稚園、保育園、小学校、中学校でのフッ化物洗口を行い、う歯保有率の減少と健康な歯づくりを進めます。	学校教育課 保健福祉課 子ども育成課
34	新入学児童健康診断、児童生徒の健康診断の実施	小学校に入学する児童の健康診断を行い、入学に当たっての健康指導や入学後の保健指導などにつなげます。また、学齢ごとに対象の児童生徒について、次のとおり検診を行います。 ・結核検診　・耳鼻科検診 ・尿検査　・歯科検診 ・眼科検診　・心電図検査 ・内科検診	学校教育課
35	予防接種の実施	予防接種法に基づき、感染のおそれのある病気の発生と蔓延予防のため、四種混合・BCG・麻しん・風しん・ヒブ・小児肺炎球菌・二種混合等の予防接種を実施します。	保健福祉課 子ども育成課
36	母子健康手帳の交付	母子保健法に基づき、健康に子どもを産み育てるために、妊娠の届出を受けて母子健康手帳を交付します。交付時には保健師が、各種の情報提供や相談等に対応します。	保健福祉課 子ども育成課
37	両親学級の開催	両親が子どもの身体や発達のメカニズムを理解するとともに、父親・母親の役割等について健康教育を行います。	保健福祉課 子ども育成課
38	母親学級の開催	母子共に健康な妊娠期間を過ごすとともに、安全な出産を迎えるための知識の普及を図ります。	保健福祉課 子ども育成課
39	妊産婦への保健指導の実施	ハイリスク妊婦等に対し、安心安全な妊娠出産を行えるように保健指導を行います。	保健福祉課 子ども育成課
40	妊婦健康診査の費用の助成	母子保健法に基づき、安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦健康診査に係る費用を助成します。	保健福祉課 子ども育成課
41	産後ケアの検討	町内での確保体制を整備することは困難なため、町外施設と連携した実施について検討します。	保健福祉課 子ども育成課
42	養育者支援　保健・医療連携システム事業（養育支援事業）	医療機関等関係機関との連携・協力で、養育支援が必要な家庭（妊産婦・新生児・18 歳未満の児童）の情報を把握し、迅速・適切に対応します。この体制を母子保健支援システムといいます。	保健福祉課 子ども育成課

（２）地域の子育て支援の充実

子ども・子育て新制度の普及と取り組みを進めながら、多様化する子育て家庭のニーズを考えあわせながら保育サービスの充実に努めます。

また、保護者と子どもの教育・保育施設への入園に対する意向を把握しながら、認定こども園の設置を検討するなどで選択肢の増加に努めます。

主な施策・事業

No	主な施策･事業	主な施策･事業のあらまし	担当
43	通常保育事業 （施設型給付･保育所）	保育の必要性の認定を受けた児童を対象に、保護者に代わり保育園での保育を実施します。	子ども育成課
44	保育の質の向上	保育の質の向上を図るため、保育士の専門性向上、人材の安定的な確保をめざし、各種研修への参加を推進するとともに、職場内研修の充実に努めます。	子ども育成課
45	一時預かり事業 子育て活動支援事業 （在園児対象型･在園児対象型以外）	保護者の一時的な就労や病気などで、家庭で一時的に保育が困難になった子どもを、幼稚園で受け入れ、保育を行っていますが、この事業を継続します。また、保育園で行っている一時預かりを継続するとともに、一時的な子どもの預け先になっている、ファミリー･サポート･センターの充実に努めます。	子ども育成課
46	病児保育事業利用に係る医療費の助成	病気中、病気の回復期にある児童を、保護者の就労などの理由で家庭で保育できない場合に、病院･診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育を行う事業です。近隣の診療所で事業を利用した場合、医療費を全額町費負担します。	税務住民課
47	地域子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）	常時、子育て家庭の育児不安などへの相談･指導を行うとともに子育て情報の提供等を行い、子育て家庭に対する支援を行います。また、親子が自由に交流できる場として子育て支援センターを開放するとともに、子育てサークルに対しては継続して支援を実施します。あわせて、関係課と連携して子育てや健康に関する相談、体験活動等を行います。	子ども育成課

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし		担当
48	情報提供・広報啓発活動の推進	関係課局が連携しながら、子育てや子どもの教育、医療、保健、福祉、生活等に係る情報提供を充実するとともに、町広報紙や各部門のお便り、ホームページ等を活用した計画的な広報啓発活動を進めます。	くれよん、はぴはぽ	子ども育成課
			学校だより	学校教育課
			広報まなびあい	社会教育課

（３）放課後児童への支援

小学校児童の放課後の安全と健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を充実します。また、放課後子ども総合プランの推進により、放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室等の連携を深め一体的に推進します。共働き家庭等の「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めます。

主な施策・事業

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし	担当
49	放課後児童クラブ	放課後児童クラブについて、指導員の資質向上及び内容の充実に努めます。また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進します。	子ども育成課
50	放課後子ども教室	地域学校協働本部を基盤に、地域人材を活用した放課後子ども教室の充実に努めます。	社会教育課

（４）子育て家庭の経済的負担軽減

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、各種手当、医療費助成等を行います。また、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭等に対して相談や支援を行っていきます。

主な施策・事業

No	主な施策･事業	主な施策･事業のあらまし	担当
51	児童手当の支給	児童手当法に基づき、児童を養育している保護者に手当を支給し、家庭の生活安定に寄与し、ひいては子どもの健全育成を図ります。	税務住民課
52	乳幼児等医療費の助成	高校生までの医療費を助成します。また、医療機関を対象に現物給付を行い利便性の向上に努めます。	税務住民課
53	未熟児養育医療給付	出生時体重が 2,000g 以下等の未熟児であって、医師が入院養育が必要と認めた場合に、その養育に必要な医療の給付を行います。	子ども育成課
54	出産育児一時金の支給	国民健康保険の被保険者が出産した場合（他の医療保険制度で同様の給付を受けられる場合を除く）、出産子一子につき一時金を支給します。	税務住民課
55	ひとり親家庭等への支援	制度に基づく手当の支給や福祉医療費助成などとあわせ、ひとり親家庭等への適切な相談･支援を行います。	税務住民課
56	利用者負担の軽減	就学前の教育･保育に係る利用者負担の軽減のため、多子世帯を対象とした保育料の軽減を行います。	子ども育成課
57	就学援助費の交付	経済的理由のため就学困難と認められる学齢児童及び学齢生徒の保護者に対し、就学援助費を交付します。	学校教育課
58	特別支援教育就学奨励費の助成	特別支援学級に就学している子どもなどがいる家庭に対し、その世帯収入に応じて、学用品、給食費等学校教育に係る費用の一部を助成します。	学校教育課

基本目標３　子どもと子育てを地域が応援するまち

施策体系

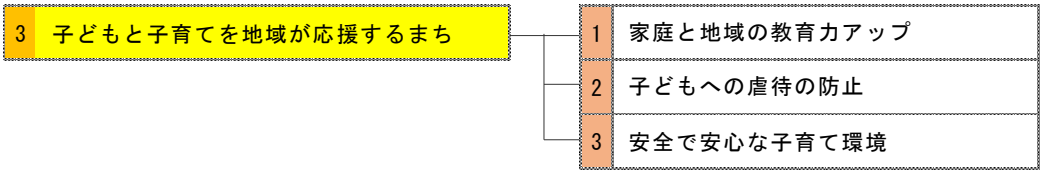

（１）家族と地域の教育力アップ

子どもを育てるのは親の責任ですが、地域もまた子ども、子育て、子育て家庭を見守りながら地域で一緒に子どもを育てるとの意識をもつことが大切です。町は、教育の原点である家庭の教育力の向上と、地域で子どもを育む地域の教育力の向上に努めます。

主な施策・事業

No	主な施策･事業	主な施策･事業のあらまし	担当
59	子育て交流活動の促進	子育てサークルや保護者会、PTAなどの活動促進とネットワーク化を図るとともに、これらの活動への父親参加を促進します。	子ども育成課
60	子どもをもつ親への学習機会･情報の提供	子育て家庭を取り巻く社会が変化するなか家庭教育への支援を充実します。 ・家庭教育学級	社会教育課
61	親と子のふれあいを高める活動の推進	家庭や子育て等に関する親の意識が変化するなか、子育ての楽しさや喜びを深めてもらう一助とするために、親と子とのふれあいを高める活動を推進します。 ・mama 講座	社会教育課 子ども育成課
62	家庭教育支援体制づくり	家庭、学校、地域、関係団体、高齢者等との連携を促進し、家庭教育支援体制づくりを進めます。	社会教育課
63	子ども会活動の促進	全町少年少女かるた大会やレクリエーション大会などを行い、子ども活動の支援を進めます。	社会教育課
64	学校評議員活動（学校運営協議会）の促進	開かれた学校づくりの推進を担う学校評議員の活動を促進し学校運営を進めています。今後、学校運営協議会へ移行し、信頼される協働の学校づくりを進めます。	学校教育課
65	地域ぐるみで学校運営を支援する取り組みの推進	地域学校協働本部により、地域力を活用した学習支援などを推進します。	社会教育課

（２）子どもへの虐待の防止

全国的に、児童相談所への虐待相談対応件数は増加を続けており、深刻な児童虐待事件も後を絶たない状況です。このような中、令和２年４月１日から、児童虐待防止法において体罰禁止が明文化される等の改正をされ、児童虐待防止対策の抜本的強化を図っていくこととなりました。今後一層、関係課・機関等との連携を深めながら、虐待やＤＶの未然防止と早期の適切な対応を進めます。

主な施策・事業

No	主な施策･事業	主な施策･事業のあらまし		担当
66	児童虐待･DV等への対策ネットワークの強化	要保護児童対策地域協議会を構成する関係課･団体等との連携を深めながら、連絡･相談･対策に係る緊密なネットワークの強化に努めます。		保健福祉課 子ども育成課 学校教育課
67	児童虐待等についての意識啓発	虐待やDVに対する基本認識をはじめ、それらの予防と早期発見、早期対応等についての意識啓発に努めます。	町広報誌、ポスターによる啓発活動	保健福祉課 子ども育成課
			学校における意識啓発	学校教育課
68	民生児童委員･社会福祉協議会活動の促進	民生児童委員の活動を支援するとともに、地域全体での見守りを促進するための社会福祉協議会の取り組みを支援します。		保健福祉課
69	虐待予防体制の強化	健康診査や相談、健康教室等母子保健活動を通して、観察、訪問、養育支援、関係機関との連携を進め、日常的に児童虐待、DV等の未然防止に努めます。		保健福祉課 子ども育成課

（３）安全で安心な子育て環境

子どもが自らの身を守る力を育むとともに、地域が一体となった交通安全、防犯等の取り組みを促進するなど、町民が安全に生活できるまちづくりを推進します。

また、子どもや子育て中の町民、障がいのある人、高齢者等が安全に安心して暮らせる町にするため、バリア（障壁）のない、誰もが安全で安心できる生活環境づくりの推進に努めます。

主な施策・事業

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし		担当
70	通学路の安全確保	子どもや子ども連れの人の安全な通行を確保するため、歩道整備や冬期除排雪対策の充実に努めます。		都市整備課
71	道路・公共施設のバリアフリー推進	歩道と車道の段差解消、安全な公園・広場づくり、公共施設のバリアフリー化を進めます。		都市整備課
72	子育てに配慮した環境の整備	公共施設等において、ベビーカーの利用やベビーベッド、オムツ交換スペースなど、子育て家庭が安心して利用できる設備の整備に努めます。		都市整備課
73	安全で安心な遊び場づくり	既存公園等の維持管理の充実や改善などにより身近な遊び場を充実するとともに、地域の特性に応じた公園等の整備を行います。		都市整備課
74	登下校時の子どもの安全確保	学校や地域、保護者、スクールガードリーダーが協力して登下校時の見守りや巡回等を行い、子どもの安全を確保します。		学校教育課
75	児童・生徒への交通安全教育の推進	関係機関・団体等と連携し、児童・生徒の交通安全教育を行います。		学校教育課
76	子どもを犯罪から守る活動の推進	子どもを犯罪から守るため、家庭、学校、保育所、地域、関係機関・団体等との連携を深めるとともに、防犯講習会の開催や防犯協会等ボランティア活動の促進に努めます。	必要に応じ、防災無線や広報誌で情報を周知します。また、「子ども110番の家」の旗を掲げ、地域と協力し取り組みを進めます。	税務住民課
			防犯教室を実施します。	学校教育課
77	街路灯、防犯灯の整備推進	子どもたちを犯罪の被害から守るため、通学路等の街路灯、防犯灯整備を促進します。		都市整備課

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし	担当
78	学校の安全管理の推進	計画に基づく安全教育や、不審者対応マニュアルの周知などにより、児童・生徒の安全を守ります。	学校教育課
79	地域防災体制の充実	地域防災体制の充実に努め、災害時等に乳幼児や妊産婦等の安全・迅速な避難誘導を行います。学校が主体となり、１日防災学校を行います。	政策推進課 学校教育課
80	青少年会館活動の推進	青少年の健全育成と青少年活動の振興を図ります。	社会教育課
81	健全育成団体等の活動促進	関係団体と連携を図りながら、青少年の健全育成を図ります。	社会教育課

基本目標４　子育てと仕事の両立支援と男女共同参画

施策体系

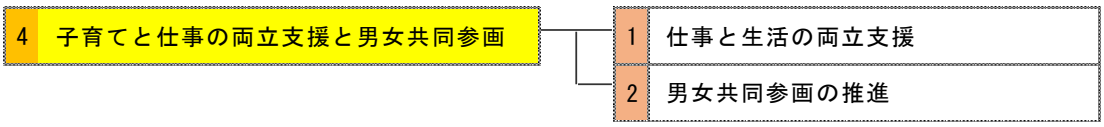

（１）仕事と生活の両立支援

仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現をめざし、働き方の見直しや男女共同参画のまちづくり、企業への啓発等を通じた職場環境づくり、ハローワーク等関係機関、商工会などとの連携による就労支援等に努めます。

主な施策・事業

No	主な施策･事業	主な施策･事業のあらまし		担当
82	仕事と家庭生活の調和（ワーク･ライフ･バランス）に向けた意識啓発と支援制度の周知	働き方の見直しや仕事と家庭生活の調和（ワーク･ライフ･バランス）の実現に向けた意識啓発を実施します。	職員に対する意識啓発、制度の周知及び職場環境の整備に努めます。	総務財政課
			関連ポスターの庁舎内掲示や広報により、意識啓発に努めます。	産業振興課
83	育児･介護休業法の周知徹底と休暇･休業制度の定着化	関係課や関係団体等と連携し、育児･介護休業法等の関係法制度の周知･啓発を行うとともに、趣旨にのっとり、育児･介護･看護等に係る就業規則等の整備と運用を働きかけます。	特別休暇･休業制度の周知と取得しやすい環境づくりに努めます。	総務財政課
			関連ポスターの庁舎内掲示や広報により、意識啓発に努めます。	産業振興課

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし		担当
84	職場環境づくりの促進	勤労者の健康が保持され、家族、友人などとの充実した時間、生活などを確保できるよう、長時間勤務の抑制や年次有給休暇制度の取得など、働き方の見直しについての取り組みを関係機関・団体等と連携しながら促進します。	仕事と生活の調和の実現に向け、環境づくりに努めます。	総務財政課
			関連ポスターの庁舎内掲示や広報により、意識啓発に努めます。また、ワーク・ライフ・バランスの実現や次世代育成支援のための一般事業主行動計画の実施を促進します。	産業振興課
85	「道民育児の日」「道民家庭の日」の周知	社会全体で子育てを支援することやワーク・ライフ・バランスを促進するために道が定めた、「道民育児の日」（毎月 19 日）と「道民家庭の日」（毎月第 3 日曜日）の周知に努めます。	職員に対する周知に努めます。	総務財政課
			関連ポスターの庁舎内掲示や広報により、周知に努めます。	産業振興課
			パンフレットや広報まなびあいを通じた周知に努めます。	社会教育課

（2）男女共同参画の推進

男女共同参画社会は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会です。町では男女平等を推進する教育・学習を進めるとともに、職業への女性の参加、起業支援、家庭への男性の参加を促進します。また、女性への暴力を無くすことや男女共同参画による地域社会の活性化を図ります。

主な施策・事業

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし		担当
86	男女共同参画の推進	女性と男性が、互いの人権を尊重しながらともに支えあう男女共同参画社会の形成をめざし、広報啓発や学習機会等の活動を推進します。	職員に対する意識啓発及び職場環境の整備に努めます。	総務財政課
			関連ポスターの庁舎内掲示や広報により、周知に努めます。	産業振興課
			男女平等や人権尊重の意識を育む教育を行います。	学校教育課
			広報まなびあいを通じた周知に努めます。	社会教育課
87	女性等への暴力・虐待や権利侵害等の防止	恋人や配偶者など親密な関係にある者から暴力・虐待、個人の問題としては片付けられないような構造的な問題による暴力・虐待を、未然に防止し女性等の生命、人権を守るため、関係機関・団体等と連携した支援体制や相談対応の充実に努めます。	不当な目的により利用されることを防止するため、住民票等の交付の制限をします。	税務住民課
			関係機関・団体等と連携した支援体制や相談対応の充実に努めます。	保健福祉課 子ども育成課
			男女平等や人権尊重の意識を育む教育を行います。	学校教育課
88	男性の家事・子育て参画の推進	さまざまな機会をとらえ、性別による役割分担意識の解消や、長時間労働の抑制など働き方の見直しによって、男性にとっても家庭へ参画しやすくなるよう、広報啓発や教育等を推進します。		産業振興課
87	起業をめざす女性への支援	起業に関する講座やセミナー、融資・助成制度等の情報提供を行い、女性の起業を支援します。		産業振興課

第２章　計画の推進に向けて

１　推進体制

本計画では、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその時期を計画しました。

計画の推進に当たっては、教育・保育事業への町民の多様なニーズに応えていくため、必要な事業の量の確保、質の向上に努めます。

また、関係課・関係機関、団体、企業等、地域、民間子ども・子育て支援事業者と連携しながら、地域社会全体の取り組みとして総合的・効果的な取り組みを進めます。

２　多様な主体の参画促進

全国的、特に大都市部では待機児童が喫緊の問題となっています。そのため国の「子育て安心プラン」で示された、待機児童の解消、女性の就業率の向上（Ｍ字カーブの解消）、保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保、保護者への「寄り添う支援」の普及促進といった方向性を踏まえ、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していくこととなっています。

一方、本町に待機児童はいませんが、年少人口の減少が著しく、少子化対策を強化することが重要な課題となっています。したがって今後とも、地域や団体、企業等と連携を深めながら教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のみならず、さまざまな主体による自主的な活動を促進し、子ども・子育て支援への参画を進めます。

３　情報提供・相談対応体制の充実

令和２年４月に子ども育成課を設置し、子育て支援、発達支援、保育園と学童保育の一体化と連携を図っていきます。また、令和２年度内には、子育て世代包括支援センターの設置を目指します。妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく支援できる体制を整備するとともに、支援を必要とする家庭のワンストップ窓口となるよう取り組んでいきます。

また、保健・医療分野との連携を深め、若いうちからの健康意識の定着と安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

さらに、町広報紙やホームページ等の広報媒体を活用し、次世代育成、子ども・子育て支援に係る情報提供と啓発、この計画の実施状況の周知等を行い、広く町民の理解と協力を得ながら取り組みを進めます。

4　子ども・子育て会議

「長沼町子ども・子育て会議」（地方版子ども・子育て会議）は、「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 77 条第 1 項と第 3 項、そして「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 25 条の定めに基づいて設置しました。

この会議は、支援法第 77 条第 1 項各号に定められている、①教育・保育施設や地域型保育事業に関すること、②町の「子ども・子育て支援事業計画」の策定または変更に関すること、③町の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること、の 3 つを主に意見を述べたり審議したりします。

長沼町では、子ども・子育て会議の円滑な運営と有効活用を図り、町民意見・町民ニーズの把握と取り組みへの反映、計画の進行管理に努めます。

5　計画の進行管理

この計画を実効性のあるものとするため、「長沼町子ども・子育て会議」で進捗状況の確認と評価を行います。

計画の推進に当たっては、柔軟で総合的な取り組みが必要になりますので、検証した結果に基づき必要に応じて見直しを行います。

また、この計画の期間は 5 年（令和 2～6 年度）ですが、中間年の令和 4 年度に見直しを行います。

資料編

1　長沼町子ども・子育て会議設置要綱

長沼町子ども・子育て会議設置要綱

（平成 26 年 8 月 1 日制定）

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 2 条に定める基本理念に則り、本町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、長沼町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議し、又は意見を述べることができる。

（１）特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。

（２）特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。

（３）長沼町子ども・子育て支援事業計画に関すること。

（４）子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。

（５）その他子ども・子育て支援に関すること。

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は委員 20 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

（１）子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（２）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（３）法第 6 条第 2 項に規定する保護者

（４）前 3 号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

３　委員は非常勤とする。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

２　補欠により委嘱された委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会長は、子ども・子育て会議の会議を招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取）
第７条　会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）
第８条　会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

（委任）
第９条　この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　則
この要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

2　長沼町子ども・子育て会議委員名簿

委嘱期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

	氏名	所属	備考
1	黒田　泰明	社会教育委員	会長
2	山﨑　有量	ＰＴＡ連合会	副会長
3	北野　和幸	校長会	
4	坂本　貴裕	長沼カトリック聖心幼稚園	
5	渡邊　厚子	長沼カトリック聖心幼稚園父母の会	
6	宮川　玲佳	中央長沼保育園	
7	松村　郁美	中央長沼保育園父母の会	
8	東山　貴子	南長沼保育園	
9	坂森　敏宣	南長沼保育園父母の会	
10	白川　摩紀	中央長沼第１児童クラブ父母の会	
11	福島　姫	中央長沼第２児童クラブ父母の会	
12	北内　裕子	北長沼児童クラブ父母の会	
13	青柳　千春	南長沼児童クラブ父母の会	
14	宮北　朋子	舞鶴児童クラブ父母の会	
15	井上　由美	西長沼児童クラブ父母の会	
16	瀬川　明廣	主任児童委員	
17	長井　孝弘	長沼町教育委員会（社会教育課）	

敬称略

第２期　長沼町
子ども・子育て支援事業計画

令和２年度～令和６年度

令和２年　３月

長沼町